

大阪府 大阪市公報

発行所
大阪府役所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目次

告 示

- 長居陸上競技場ほか5施設の臨時開場及び供用時間の変更の承認…………… 3
- 鶴見緑地球技場及び鶴見緑地運動場の臨時開場及び供用時間の変更の承認…………… 5
- 南港中央野球場の供用時間の変更の承認…………… 6
- 靱テニスセンターの臨時開場及び供用時間の変更の承認…………… 6
- 大阪城弓道場の臨時開場の承認…………… 7
- 大阪府中央体育館の臨時休館及び供用時間の変更の承認…………… 7
- 大阪府立東淀川体育館の臨時開館及び臨時休館の承認…………… 8
- 大阪府立北スポーツセンターの臨時開館の承認…………… 9
- 大阪府立此花スポーツセンターの臨時開館の承認…………… 9
- 大阪府立浪速スポーツセンターの供用時間の変更の承認…………… 10
- 大阪府立淀川スポーツセンターの臨時開館の承認…………… 10
- 大阪府立東淀川スポーツセンターの臨時開館の承認…………… 11
- 大阪府立東成スポーツセンターの臨時開館の承認…………… 11
- 大阪府立生野スポーツセンターの臨時開館の承認…………… 11
- 大阪府立旭スポーツセンターの臨時開館の承認…………… 12
- 大阪府立城東スポーツセンターの供用時間の変更の承認…………… 12
- 大阪府立阿倍野スポーツセンターの臨時開館の承認…………… 13
- 大阪府立修道館の供用時間の変更の承認…………… 13
- 大阪府立扇町プール及び大阪府立下福島プールの供用時間の変更の承認…………… 13
- 大阪府立大阪プールの臨時開館及び供用時間の変更の承認…………… 14
- 大阪府立浪速屋内プールの臨時開館及び供用時間の変更の承認…………… 16
- 大阪府立淀川屋内プールの供用時間の変更の承認…………… 17
- 大阪府立城東屋内プールの臨時開館及び供用時間の変更の承認…………… 18
- 大阪府立阿倍野屋内プールの臨時開館の承認…………… 19
- 大阪府立住吉屋内プールの供用時間の変更の承認…………… 19
- 大阪府立平野屋内プールの臨時開館の承認…………… 20

○大阪市立男女共同参画センター中央館ほか3施設の休館日及び 供用時間の変更の承認	20
○区役所の執務時間	20
○政府調達協定の適用を受ける平成30年度における工事請負の契 約に係る入札参加資格並びに資格審査の申請の時期及び方法	21
○政府調達協定の適用を受ける平成30年度における物品の買入れ、 借入れその他の契約に係る入札参加資格並びに資格審査の申請 の時期及び方法	23
○平成30年度における工事請負、物品の買入れ、借入れその他の 契約（政府調達協定の適用を受けるものを除く。）に係る随時 申請における入札参加資格審査の申請の時期及び方法	24
○大阪都市計画道路（8・5・24号正蓮寺川歩行者専用道）の変 更の案の縦覧	27
○大阪都市計画緑地（6号正蓮寺川公園）の変更の案の縦覧	27
○大阪都市計画下水道（第1号下水道ほか4下水道）の変更の案 の縦覧	28
○道路の変更	29
○建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和 の認定	30
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定	30
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定	31
○介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の 指定	32
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	32
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	34
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止	36
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	36
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止	37
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	38
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	41
○介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業の廃 止	43
○介護保険法に基づく第一号事業を行う指定事業者の指定	43
○介護保険法に基づく第一号事業の廃止	45
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく医療機関（更生医療・育成医療）の指定	47

○放置自動車の処理	48
○道路法違反物件の除却	48
○市道の区域変更	49
○市道の供用開始	49
○市道の供用廃止	51
○落札者等の公示	51
○落札者等の公示	52
○証明書発行手数料の徴収及び収納事務委託（大阪市都島区役所 窓口サービス課（住民情報））	52
○証明書発行手数料の徴収及び収納事務委託（大阪市西区役所窓 口サービス課（住民情報））	53
○証明書発行事務等の手数料の徴収及び収納事務委託（大阪市港 区役所窓口サービス課（住民情報））	53
○証明書発行手数料の徴収及び収納事務委託（大阪市浪速区役所 窓口サービス課（住民情報））	54
○証明書発行事務等の手数料の徴収及び収納事務委託（大阪市旭 区役所窓口サービス課（住民登録・戸籍））	54
○証明書発行事務等の手数料の徴収及び収納事務委託（大阪市東 住吉区役所窓口サービス課（住民情報））	54
○指定給水装置工事事業者の指定	55
○落札者等の公示	55
○大阪市立自然史博物館の利用料金の額の承認	56
公 告	
○建築基準法に基づく建築許可に係る公開による意見の聴取	57
○一般競争入札の執行（中古自家用自動車の売払い）	57
○一般競争入札の執行（各種鉄くずの売払い等）	59
○一般競争入札の執行（中古軽四貨物自動車（バン）の売払い等）	63
○職員団体の登録事項（大阪市職員労働組合において専従休職を 与えられている者の氏名）	66

告 示

大阪市告示第74号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第

2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
長居陸上競技場	平成30年2月5日(月)	午前9時から午後9時まで
	平成30年2月13日(火)	
長居第2陸上競技場	平成30年2月5日(月)	午後5時から午後9時まで
長居球技場	平成30年2月5日(月)	午前9時から午後9時まで
	平成30年2月13日(火)	
	平成30年2月19日(月)	午後5時から午後9時まで
	平成30年2月26日(月)	
長居トレーニング場	平成30年2月13日(火)	午前9時から午後9時30分まで
長居相撲場	平成30年2月13日(火)	午前9時から翌日午前0時まで

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
長居陸上競技場	平成30年2月1日(木)	午前7時から午後9時まで
	平成30年2月11日(日)から 同月12日(月)まで	
	平成30年2月14日(水)	午前9時から翌日午前10時まで
	平成30年2月17日(土)	午前8時から午後9時まで
	平成30年2月20日(火)から 同月21日(水)まで	午前9時から翌日午前0時まで
	平成30年2月24日(土)から 同月25日(日)まで	午前8時から午後10時まで
長居第2陸上競技場	平成30年2月4日(日)	午前7時から午後9時まで
	平成30年2月7日(水)	午前8時から午後9時まで
	平成30年2月11日(日)	午前7時から午後9時まで
	平成30年2月17日(土)から 同月18日(日)まで	午前8時から午後9時まで
	平成30年2月22日(木)	
	平成30年2月24日(土)から 同月25日(日)まで	午前7時から午後9時まで
長居球技場	平成30年2月24日(土)から 同月25日(日)まで	午前7時から午後9時まで

長居トレーニング場	平成30年2月1日(木)から 同月3日(土)まで	午前9時から午後9時 30分まで
	平成30年2月4日(日)	午前9時から午後6時 まで
	平成30年2月6日(火)から 同月10日(土)まで	午前9時から午後9時 30分まで
	平成30年2月11日(日)から 同月12日(月)まで	午前9時から午後6時 まで
	平成30年2月14日(水)から 同月17日(土)まで	午前9時から午後9時 30分まで
	平成30年2月18日(日)	午前9時から午後6時 まで
	平成30年2月20日(火)から 同月24日(土)まで	午前9時から午後9時 30分まで
	平成30年2月25日(日)	午前9時から午後6時 まで
	平成30年2月27日(火)から 同月28日(水)まで	午前9時から午後9時 30分まで
長居庭球場	平成30年2月1日(木)から 同月3日(土)まで	午前9時から午後10時 まで
	平成30年2月4日(日)	午前8時から午後9時 まで
	平成30年2月5日(月)から 同月10日(土)まで	午前9時から午後10時 まで
	平成30年2月11日(日)	午前8時から午後9時 まで
	平成30年2月12日(月)から 同月17日(土)まで	午前9時から午後10時 まで
	平成30年2月18日(日)	午前8時から午後9時 まで
	平成30年2月19日(月)から 同月24日(土)まで	午前9時から午後10時 まで
	平成30年2月25日(日)	午前8時から午後9時 まで
	平成30年2月26日(月)から 同月28日(水)まで	午前9時から午後10時 まで
長居相撲場	平成30年2月14日(水)	午前9時から翌日午 前0時まで
	平成30年2月20日(火)から 同月21日(水)まで	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第75号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	平成30年2月5日（月）	午前9時から午後9時まで
	平成30年2月13日（火）	
	平成30年2月19日（月）	
	平成30年2月26日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
鶴見緑地運動場	平成30年2月1日（木）から 同月28日（水）まで	午前7時から午後9時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第76号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
南港中央野球場	平成30年2月11日（日）から 同月12日（月）まで	午前7時から午後5時まで
	平成30年2月18日（日）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第77号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
-----	-----	------

靱テニスセンター	平成30年2月5日（月）	午前8時30分から午後9時まで
	平成30年2月13日（火）	
	平成30年2月19日（月）	
	平成30年2月26日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
靱テニスセンター	平成30年2月1日（木）から 同月4日（日）まで	午前8時30分から午後9時まで
	平成30年2月6日（火）から 同月12日（月）まで	
	平成30年2月14日（水）から 同月18日（日）まで	
	平成30年2月20日（火）から 同月25日（日）まで	
	平成30年2月27日（火）から 同月28日（水）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）



大阪市告示第78号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪城弓道場	平成30年2月5日（月）	午前9時から午後9時まで
	平成30年2月13日（火）	
	平成30年2月19日（月）	
	平成30年2月26日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）



大阪市告示第79号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第2項により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

1 臨時休館

施設名	月 日
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場 会議室	平成30年2月5日(月)

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	平成30年2月4日(日)	午前8時から午後9時まで
	平成30年2月9日(金)	午前7時から午後9時まで
	平成30年2月10日(土)から 同月12日(月)まで	午前8時から午後9時まで
	平成30年2月15日(木)から 同月17日(土)まで	午前8時から午後9時まで
	平成30年2月18日(日)	午前7時から午後9時まで
	平成30年2月24日(土)	午前8時から午後9時まで
	平成30年2月25日(日)	午前8時から午後11時まで
	平成30年2月26日(月)から 同月28日(水)まで	午前8時から午後9時まで
大阪市中央体育館 第2体育場	平成30年2月9日(金)	午前7時から午後9時まで
	平成30年2月10日(土)から 同月11日(日)まで	午前8時から午後9時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第80号

次の施設について、大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号)第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

1 臨時開館

施設名	月 日	供用時間
-----	-----	------

大阪市立東淀川体育館	平成30年 2月19日 (月)	午前 9時から午後 9時まで
------------	-----------------	----------------

2 臨時休館

施設名	月 日
大阪市立東淀川体育館	平成30年 2月 5日 (月)

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)



大阪市告示第81号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成30年 1月26日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 北スポーツセンター 第1体育場	平成30年 2月 5日 (月) 平成30年 2月19日 (月) 平成30年 2月26日 (月)	午後 0時30分から午後 5時 20分まで
大阪市立 北スポーツセンター 第2体育場		午後 0時30分から午後 4時 まで
大阪市立 北スポーツセンター 多目的室		午後 0時40分から午後 4時 30分まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)



大阪市告示第82号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成30年 1月26日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 此花スポーツセンター 第1体育館	平成30年 2月13日 (火)	午前 9時30分から午前11 時30分まで
大阪市立 此花スポーツセンター 第2体育場		午前10時45分から午前11 時45分まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第83号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第2項により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

平成30年 1 月 26日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 浪速スポーツセンター 第1体育場	平成30年 2 月 1 日（木）から 同月 4 日（日）まで	午前 9 時から翌日午 前 1 時30分まで
	平成30年 2 月 6 日（火）から 同月12日（月）まで	
	平成30年 2 月14日（水）から 同月18日（日）まで	※ただし、利用申請 がない場合には、大 阪市立体育館条例第 4条第1項の規定に よる供用時間どおり 閉館する。
	平成30年 2 月20日（火）から 同月25日（日）まで	
	平成30年 2 月27日（火）から 同月28日（水）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第84号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時閉館について承認したので、同条例第4項の規定に基づき告示する。

平成30年 1 月 26日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 淀川スポーツセンター 第2体育場	平成30年 2 月13日（火）	午前10時30分から正午ま で
		午後 1 時から午後 2 時30 分まで
大阪市立 淀川スポーツセンター 多目的室	平成30年 2 月13日（火）	午前 9 時50分から午前10 時50分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第85号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 東淀川スポーツセンター 多目的室	平成30年2月13日（火）	午前9時30分から午後 1時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第86号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 東成スポーツセンター 多目的室	平成30年2月5日（月）	午前9時から午後9時まで
	平成30年2月13日（火）	
	平成30年2月19日（月）	
	平成30年2月26日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第87号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 生野スポーツセンター 第1体育場 第2体育場	平成30年2月5日（月）	午前10時から午後9時まで
	平成30年2月19日（月）	
	平成30年2月26日（月）	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第88号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 旭スポーツセンター 第1体育場	平成30年2月5日（月）	午後3時30分から午後7時 20分まで
	平成30年2月19日（月）	
	平成30年2月26日（月）	
大阪市立 旭スポーツセンター 第2体育場	平成30年2月5日（月）	正午から午後4時まで及び 午後4時30分から午後6時 30分まで
	平成30年2月13日（火）	午前10時から午後4時15分 まで
	平成30年2月19日（月） 平成30年2月26日（月）	正午から午後4時まで及び 午後4時30分から午後6時 30分まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第89号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第2項により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 城東スポーツセンター 第1体育場	平成30年2月1日（木）から 同月2日（金）まで	午前9時から午後10 時まで
	平成30年2月6日（火）から 同月9日（金）まで	
	平成30年2月13日（火）	午後6時から午後10 時まで
	平成30年2月14日（水）から 同月16日（金）まで	午前9時から午後10 時まで
	平成30年2月20日（火）から 同月23日（金）まで	

	平成30年 2月27日（火）から 同月28日（水）まで	
大阪市立 城東スポーツセンター 第2体育場	平成30年 2月13日（火）	午後3時から午後9 時まで
大阪市立 城東スポーツセンター 多目的室		午後1時から午後3 時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第90号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成30年 1月26日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 第2体育場 多目的室	平成30年 2月 5日（月）	午前9時15分から午後 2時45分まで
	平成30年 2月19日（月）	
	平成30年 2月26日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第91号

次の施設について、大阪市立修道館条例（昭和37年大阪市条例第40号）第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 1月26日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立修道館	平成30年 2月10日（土）	午前9時から午後7時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第92号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 1月26日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立扇町プール 水泳場（25メートルプール） トレーニング場 体育場	平成30年 2月 1日（木）から 同月27日（火）まで	午前 9時から午後10時 まで
大阪市立下福島プール 水泳場（25メートルプール） トレーニング場	平成30年 2月 1日（木）から 同月28日（水）まで	
備考 休館日、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日は除く。		

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第93号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 1月26日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 臨時開館

施設名	月 日	供用時間
大阪市立大阪プール 水泳場（25メートルプール）	平成30年 2月13日（火）	午前 9時から午後 9時まで
大阪市立大阪プール アイススケート場	平成30年 2月 5日（月）	午後 7時から翌 日午前 0時まで
	平成30年 2月13日（火）	午前 7時から翌 日午前 0時まで
	平成30年 2月19日（月）	午後 7時から翌 日午前 0時まで
	平成30年 2月26日（月）	午後 5時から翌 日午前 0時まで

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立大阪プール 水泳場（25メートルプール）	平成30年 2月12日（月）	午前 9時から午後 7時まで
大阪市立大阪プール	平成30年 2月 1日（木）から	午後 7時か

アイススケート場	同月3日(土)まで	ら翌日午前 0時まで
	平成30年2月4日(日)	午前6時30 分から翌日 午前0時まで
	平成30年2月6日(火)	午前7時か ら翌日午前 0時まで
	平成30年2月7日(水)	午前6時か ら翌日午前 0時まで
	平成30年2月8日(木)から 同月10日(土)まで	午後7時か ら翌日午前 0時まで
	平成30年2月11日(日)	午前6時30 分から翌日 午前0時まで
	平成30年2月14日(水)から 同月17日(土)まで	午後7時か ら翌日午前 0時まで
	平成30年2月18日(日)	午前6時30 分から翌日 午前0時まで
	平成30年2月20日(火)	午前7時か ら翌日午前 0時まで
	平成30年2月21日(水)	午前6時か ら翌日午前 0時まで
	平成30年2月22日(木)から 同月24日(土)まで	午前7時か ら翌日午前 0時まで
	平成30年2月25日(日)	午前6時30 分から翌日 午前0時まで
	平成30年2月27日(火)	午前7時か ら翌日午前 0時まで
	平成30年2月28日(水)	午前6時か ら翌日午前 0時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)



大阪市告示第94号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

1 臨時開館

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	平成30年2月13日（火）	午前10時から午後8時30分まで
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	平成30年2月5日（月）	午前6時15分から翌日午前2時まで
	平成30年2月13日（火）	
	平成30年2月19日（月）	午前6時15分から翌日午前1時30分まで
	平成30年2月26日（月）	午前6時15分から翌日午前0時15分まで

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	平成30年2月1日（木）	午前6時15分から翌日午前0時15分まで
	平成30年2月2日（金）	午前6時15分から翌日午前2時まで
	平成30年2月3日（土）	午前6時30分から翌日午前0時15分まで
	平成30年2月4日（日）	午前6時15分から翌日午前0時15分まで
	平成30年2月6日（火）	午前6時15分から翌日午前2時まで
	平成30年2月7日（水）から 同月8日（木）まで	午前6時15分から翌日午前0時15分まで
	平成30年2月9日（金）	午前6時15分から翌日午前1時30分まで
	平成30年2月10日（土）	午前6時30分から翌日午前2時まで
	平成30年2月11日（日）	午前6時15分から翌日午前0時15分まで
	平成30年2月12日（月）	午前6時30分から翌日午前2時まで
	平成30年2月14日（水）	午前6時15分から翌日午前2時まで
	平成30年2月15日（木）	午前6時15分から翌日午前0時15分まで
	平成30年2月16日（金）	午前6時15分から翌日午前2時まで
	平成30年2月17日（土）	午前6時30分から翌

	日午前0時15分まで
平成30年2月18日(日)	午前6時15分から翌日午前0時15分まで
平成30年2月20日(火)	日午前0時15分まで
平成30年2月21日(水)	午前6時15分から午後11時45分まで
平成30年2月22日(木)から 同月23日(金)まで	午前6時15分から翌日午前0時15分まで
平成30年2月24日(土)	午前5時15分から翌日午前2時まで
平成30年2月25日(日)	午前6時15分から翌日午前0時15分まで
平成30年2月27日(火)から 同月28日(水)まで	午前6時15分から翌日午前2時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第95号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 1月26日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	平成30年2月2日(金)	午前9時から午後9時45分まで
	平成30年2月4日(日)	午前9時から午後7時30分まで
	平成30年2月5日(月)から 同月7日(水)まで	午前9時から午後9時45分まで
	平成30年2月9日(金)	
	平成30年2月11日(日)から 同月12日(月)まで	午前9時から午後7時30分まで
	平成30年2月13日(火)から 同月14日(水)まで	午前9時から午後9時45分まで
	平成30年2月16日(金)	
	平成30年2月18日(日)	午前9時から午後7時30分まで
	平成30年2月19日(月)から 同月21日(水)まで	午前9時から午後9時45分まで
	平成30年2月23日(金)	
	平成30年2月25日(日)	午前9時から午後7時30分まで

	平成30年 2月26日（月）から 同月28日（水）まで	午前9時から午後 9時45分まで
--	--------------------------------	---------------------

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）



大阪市告示第96号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 1月26日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 臨時開館

施設名	月 日	供用時間
大阪市立城東屋内プール 水泳場 トレーニング場	平成30年 2月 5日（月）	午前9時から午後9時 30分まで
	平成30年 2月13日（火）	
	平成30年 2月26日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立城東屋内プール 水泳場 トレーニング場	平成30年 2月 1日（木）から 同月 2日（金）まで	午前9時から午後 9時30分まで
	平成30年 2月 3日（土）	午前9時から午後 8時30分まで
	平成30年 2月 4日（日）	午前9時から午後 7時30分まで
	平成30年 2月 6日（火）から 同月 9日（金）まで	午前9時から午後 9時30分まで
	平成30年 2月10日（土）	午前9時から午後 8時30分まで
	平成30年 2月11日（日）	午前9時から午後 7時30分まで
	平成30年 2月12日（月）	午前9時から午後 9時30分まで
	平成30年 2月14日（水）から 同月16日（金）まで	
	平成30年 2月17日（土）	午前9時から午後 8時30分まで
	平成30年 2月18日（日）	午前9時から午後 7時30分まで
	平成30年 2月20日（火）から 同月23日（金）まで	午前9時から午後 9時30分まで
	平成30年 2月24日（土）	午前9時から午後 8時30分まで
	平成30年 2月25日（日）	午前9時から午後 7時30分まで

平成30年 2月27日（火）から 同月28日（水）まで	午前 9時から午後 9時30分まで
--------------------------------	----------------------

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第97号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 1月26日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 阿倍野屋内プール 水泳場	平成30年 2月 7日（水）	午後 5時から午後 9時まで
	平成30年 2月14日（水）	
	平成30年 2月21日（水）	
	平成30年 2月28日（水）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第98号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 1月26日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立住吉屋内プール トレーニング場	平成30年 2月 1日（木）から 同月 2日（金）まで	午前 9時から午後 10時まで
	平成30年 2月 6日（火）から 同月 9日（金）まで	
	平成30年 2月14日（水）から 同月16日（金）まで	
	平成30年 2月20日（火）から 同月23日（金）まで	
	平成30年 2月27日（火）から 同月28日（水）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第99号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立平野屋内プール 水泳場 トレーニング場	平成30年2月13日（火）	午前9時から午後7時 30分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第100号

次の施設について、大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号）第4条第5項及び第5条第4項の規定に基づき、次のとおり休館日及び供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第6項の規定に基づき告示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 男女共同参画センター中央館	平成30年2月13日（火） 開館	午前9時30分から 午後5時まで
大阪市立 男女共同参画センター西部館	平成30年2月13日（火） 開館	午前9時から午後 4時30分まで
大阪市立 男女共同参画センター南部館	平成30年2月13日（火） 開館	午前9時30分から 午後5時まで
大阪市立 男女共同参画センター東部館	平成30年2月13日（火） 開館	午前9時30分から 午後5時まで

（市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課）

大阪市告示第101号

区役所（区役所出張所を除く。以下同じ。）の執務時間を、次のとおりとする。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

区役所の執務時間は、平成5年大阪市告示第555号（本市関係各公署の執務時間）、平成19年大阪市告示第927号（区役所の執務時間）及び平成20年大阪

市告示第466号（区役所の執務時間）によるもののほか、別表に定める業務の執務時間については、平成30年4月1日に限り、午前9時から午後5時30分までとする。

（別表）

業 務 内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・住民異動届受付 ・住民票の写し等交付等関係事務（広域交付住民票の写しを除く。） ・外国人の在留管理に関する事務 ・印鑑登録申請受付 ・印鑑登録証明書交付関係事務 ・義務教育諸学校の就学事務（淀川区役所、住吉区役所を除く。） ・戸籍の届出の受付 ・戸籍謄抄本等交付関係事務 <p>次の業務のうち、住民異動に伴う業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の資格異動関係事務等 ・国民年金に係る各種申請書の受付 ・後期高齢者医療に係る各種届出の受付及び保険料納付に関する業務

（市民局区政支援室区行政制度担当）

大阪市告示第102号

大阪市が発注する政府調達協定の適用を受ける平成30年度における工事請負の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び申請方法は次のとおりとする。

平成30年1月26日

大阪市長 吉 村 洋 文

第1 入札参加者の資格

工事請負の契約に係る入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる資格を備えている者（第2号及び第3号に掲げる資格については、同号に規定する税の納税義務を有する者に限る。）でなければならない。ただし、入札参加資格審査の申請の際、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の申請をし、又は重要な事実について申請をしなかった者にあつては、入札参加資格の承認を受けることができない。また、承認後に発覚した場合には、資格を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと
- (2) 大阪市税及び大阪府税に係る徴収金を完納していること。ただし、大阪府内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県

税に係る徴収金を完納していること

- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること
- (4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受け、及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けている者であること
- (6) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (8) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたものを除く。）

第2 資格審査の申請時期及び申請方法

工事請負の契約に係る入札に参加しようとする者は、次の申請時期に、申請書及び告示する案件ごとに定める書類を提出しなければならない。

1 申請時期

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

ただし、告示する案件ごとに定められた申請期間内に申請する必要がある。また、大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる休日を除く。

2 申請方法

申請書及び告示する案件ごとに定める書類を申請期間内（ただし、申請時間は午前9時から午後5時30分までとする。）に必着するように、次に定める提出先へ送付又は持参しなければならない。この期間内に到着しなかった申請書（添付書類を含む。）は受付できないものとする。

提出先

〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館9階
大阪市契約管財局契約部契約課工事契約グループ

第3 有資格者への通知

資格審査の結果、入札参加資格を有すると認めた申請者に対しては告示する案件ごとに入札参加資格の承認を通知する。なお、承認期間は当該案件に係る入札手続期間とする。

第4 申請用紙の入手方法

次の配布期間に、以下の配布場所での無償配布とする。

1 配布期間

第2第1項の申請時期と同じ。

2 配布場所

〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館9階
大阪市契約管財局契約部契約課工事契約グループ

(契約管財局契約部契約制度課)

大阪市告示第103号

大阪市が発注する政府調達協定の適用を受ける平成30年度における物品の買入れ、借入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び申請方法は次のとおりとする。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

第1 入札参加者の資格

物品の買入れ、借入れその他の契約に係る入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる資格を備えている者（第2号及び第3号に掲げる資格については、同号に規定する税の納税義務を有する者に限る。）でなければならない。ただし、入札参加資格審査の申請の際、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の申請をし、又は重要な事実について申請をしなかった者にあつては、入札参加資格の承認を受けることができない。また、承認後に発覚した場合には、資格を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと
- (2) 大阪市税及び大阪府税に係る徴収金を完納していること。ただし、大阪府内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県税に係る徴収金を完納していること
- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること
- (4) 法人にあつては登録種目を法人の目的としていることが、登記事項証明書（登記簿謄本）により確認できること
- (5) 法令等の規定により、営業について免許、許可又は登録を要する場合は、資格審査申請時において、当該免許、許可又は登録を受けていること
- (6) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (8) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更正手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたものを除く。）

第2 資格審査の申請時期及び申請方法

物品の買入れ、借入れその他の契約に係る入札に参加しようとする者は、次の申請時期に、申請書及び告示する案件ごとに定める書類を提出しなければならない。

1 申請時期

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

ただし、告示する案件ごとに定められた申請期間内に申請する必要がある。また、大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる休日を除く。

2 申請方法

申請書及び告示する案件ごとに定める書類を申請期間内（ただし、申請時間は午前9時から午後5時30分までとする。）に必着するように、次に定める提出先へ送付又は持参しなければならない。この期間内に到着しなかった申請書（添付書類を含む。）は受付できないものとする。

提出先

〒541-0053 大阪府中央区本町1-4-5 大阪産業創造館9階

○ 物品供給等

大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ

○ 業務委託、測量・建設コンサルタント等

大阪市契約管財局契約部契約課業務委託グループ

第3 有資格者への通知

資格審査の結果、入札参加資格を有すると認めた申請者に対しては告示する案件ごとに入札参加資格の承認を通知する。なお、承認期間は当該案件に係る入札手続期間とする。

第4 申請用紙の入手方法

次の配布期間に、以下の配布場所での無償配布とする。

1 配布期間

第2第1項の申請時期と同じ。

2 配布場所

〒541-0053 大阪府中央区本町1-4-5 大阪産業創造館9階

○ 物品供給等

大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ

○ 業務委託、測量・建設コンサルタント等

大阪市契約管財局契約部契約課業務委託グループ

（契約管財局契約部契約制度課）

大阪市告示第104号

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第8条に定める、工事請負、

物品の買入れ、借入れその他の契約(政府調達協定の適用を受けるものを除く。)に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)に参加しようとする者の平成30年度随時申請における資格審査の申請時期及び申請方法は次のとおりとする。

平成30年 1 月 26日

大阪市長 吉 村 洋 文

第 1 申請方法等(随時申請)

工事請負、物品の買入れ、借入れその他の契約に係る入札に参加しようとする者は、次の資格要件を満たさなければならない。また、次の申請時期に、業者登録システム(本市が行う入札参加資格審査に関する事務を電子情報処理組織(本市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。))により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。)による入札参加資格審査の申請(以下「システム申請」という。)を行なわなければならない。

なお、新規申請の者は、上記の手続き後、第2に掲げる書類を提出しなければならない。

1 資格要件

- (1) 承認年月日時点で大阪府の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (2) 大阪市税に係る徴収金を完納していること(ただし、大阪市税の納税義務を有する者に限る)
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

2 申請時期

- (1) 工事請負、物品の買入れ、借入れその他の契約(測量・建設コンサルタント等を除く。)

申 請 期 間	承 認 年 月 日
平成30年 3 月 1 日から平成30年 3 月 31日まで	平成30年 5 月 1 日
平成30年 4 月 1 日から平成30年 4 月 30日まで	平成30年 6 月 1 日
平成30年 5 月 1 日から平成30年 5 月 31日まで	平成30年 7 月 2 日
平成30年 6 月 1 日から平成30年 6 月 30日まで	平成30年 8 月 1 日
平成30年 7 月 1 日から平成30年 7 月 31日まで	平成30年 9 月 3 日
平成30年 8 月 1 日から平成30年 8 月 31日まで	平成30年10月 1 日
平成30年 9 月 1 日から平成30年 9 月 30日まで	平成30年11月 1 日
平成30年10月 1 日から平成30年10月 31日まで	平成30年12月 3 日
平成30年11月 1 日から平成30年11月 30日まで	平成31年 1 月 4 日
平成30年12月 1 日から平成30年12月 31日まで	平成31年 2 月 1 日
平成31年 1 月 1 日から平成31年 1 月 31日まで	平成31年 3 月 1 日

ただし、大阪市の休日を定める条例(平成 3 年大阪市条例第42号)第 1 条に掲げる本市の休日(以下「本市の休日」という。)を除く。

(2) 測量・建設コンサルタント等

申請期間	承認年月日
平成30年4月1日から平成30年4月30日まで	平成30年6月1日
平成30年5月1日から平成30年5月31日まで	平成30年7月2日
平成30年6月1日から平成30年6月30日まで	平成30年8月1日
平成30年7月1日から平成30年7月31日まで	平成30年9月3日
平成30年8月1日から平成30年8月31日まで	平成30年10月1日
平成30年9月1日から平成30年9月30日まで	平成30年11月1日
平成30年10月1日から平成30年10月31日まで	平成30年12月3日
平成30年11月1日から平成30年11月30日まで	平成31年1月4日
平成30年12月1日から平成30年12月31日まで	平成31年2月1日
平成31年1月1日から平成31年1月31日まで	平成31年3月1日

ただし、本市の休日を除く。

3 申請方法

次のホームページアドレスから申請期間内（ただし、申請時間は午前9時から午後5時30分までとする。）に行わなければならない。また、申請期間終了日の翌日から7日以内に必着するよう次の提出先に第2に掲げる書類を送付または持参しなければならない。

ホームページアドレス <http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>

提出先 〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館9階

○ 工事請負

大阪市契約管財局契約部契約課工事契約グループ

○ 物品供給等

大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ

○ 業務委託、測量・建設コンサルタント等

大阪市契約管財局契約部契約課業務委託グループ

第2 提出書類

- 1 大阪市使用印鑑届（入札・見積り、契約の締結、代金の請求・受領等に使用する印鑑を届けるもの）
- 2 印鑑証明書または印鑑登録証明書（法人にあつては代表者、個人にあつては本人のもの。申請日より3か月以内に発行されたもの。）
- 3 大阪市営業所所在地等報告書（工事請負のみ）

第3 有資格者への通知及び公表

資格審査の結果、入札参加資格を有すると認めた申請者に対しては、第1に定めた申請期間ごとの承認年月日に入札参加資格の承認を業者登録システムにより通知するとともに大阪市電子調達システムホームページ上で公表する。

第4 承認期間

- 1 工事請負、物品の買入れ、借入れその他の契約（測量・建設コンサルタント等を除く。）

第1の各承認年月日から平成31年3月31日までとする。

- 2 測量・建設コンサルタント等

第1の各承認年月日から平成32年3月31日までとする。

(契約管財局契約部契約制度課)

大阪市告示第105号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大阪都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、その案を告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに大阪市に意見書を提出することができる。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

- 1 都市計画の種類
道路

- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
(8・5・24号正蓮寺川歩行者専用道)

大阪市福島区大開四丁目地内

此花区伝法一丁目、伝法二丁目、伝法四丁目、伝法六丁目、西島一丁目、西島三丁目、西島五丁目、島屋一丁目、島屋二丁目、春日出北一丁目から春日出北三丁目まで、四貫島一丁目、四貫島二丁目、朝日二丁目及び西九条五丁目地内

- 3 都市計画の案の縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市都市計画局計画部都市計画課

(都市計画局計画部都市計画課)

大阪市告示第106号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大阪都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、その案を告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに大阪市に意見書を提出することができる。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

- 1 都市計画の種類

緑地

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(6号正蓮寺川公園)

大阪市福島区大開四丁目地内

此花区伝法一丁目、伝法二丁目、伝法四丁目、伝法六丁目、西島一丁目、西島三丁目、西島五丁目、島屋一丁目、島屋二丁目、春日出北一丁目から春日出北三丁目まで、四貫島一丁目、四貫島二丁目及び朝日二丁目地内

3 都市計画の案の縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市都市計画局計画部都市計画課

(都市計画局計画部都市計画課)

大阪市告示第107号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大阪都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、その案を告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに大阪市に意見書を提出することができる。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

1 都市計画の種類

下水道

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(第一号下水道)

大阪市鶴見区横堤一丁目、横堤二丁目、横堤四丁目、横堤五丁目及び鶴見一丁目地内

(大阪市大野処理区公共下水道)

大阪市西淀川区大野二丁目、出来島三丁目、西島一丁目、福町二丁目、福町三丁目、姫里二丁目、姫島四丁目から姫島六丁目まで、野里一丁目及び柏里二丁目地内

淀川区塚本二丁目、新北野二丁目、新北野三丁目、十三元今里一丁目、十三本町一丁目、十三東二丁目、十三東三丁目、木川西二丁目、木川東二丁目、西中島一丁目及び西中島二丁目地内

東淀川区柴島一丁目地内

(大阪市今福処理区公共下水道)

大阪市都島区東野田町三丁目、内代町一丁目、都島北通一丁目、都島北通二丁目、友渕町一丁目から友渕町三丁目まで、高倉町三丁目及び毛馬町一丁

目地内

旭区新森一丁目、新森二丁目、高殿一丁目、高殿二丁目、高殿五丁目から高殿七丁目まで、大宮一丁目、大宮五丁目、中宮一丁目から中宮五丁目まで、太子橋一丁目から太子橋三丁目まで及び森小路一丁目地内

城東区今福東一丁目から今福東三丁目まで、古市一丁目から古市三丁目まで、今福西一丁目、今福西二丁目、今福西四丁目、今福西六丁目、蒲生一丁目から蒲生四丁目まで、野江一丁目から野江三丁目まで、関目二丁目、関目四丁目及び関目六丁目地内

鶴見区横堤一丁目地内

守口市緑町地内

(大阪市住之江処理区公共下水道)

大阪市住之江区平林北二丁目、平林南一丁目、平林南二丁目、泉一丁目、泉二丁目、南港中一丁目、南港東一丁目から南港東六丁目まで、南港東八丁目、南港東九丁目、南港南一丁目、南港南四丁目、南港南七丁目、北加賀屋一丁目、北加賀屋二丁目、西加賀屋一丁目から西加賀屋四丁目まで及び緑木二丁目地内

西成区南津守二丁目、南津守五丁目及び南津守六丁目地内

(大阪市此花処理区公共下水道)

大阪市此花区高見一丁目、高見二丁目、伝法一丁目から伝法六丁目まで、西島一丁目から西島六丁目まで、春日出北二丁目、春日出北三丁目、島屋一丁目、島屋二丁目、常吉一丁目、常吉二丁目、北港一丁目及び北港二丁目地内

3 都市計画の案の縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市都市計画局計画部都市計画課

(都市計画局計画部都市計画課)

大阪市告示第108号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく次の道路について、大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）第5条の規定により変更を承認した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

変更承認年月日及び指令番号

平成29年12月21日

大阪市指令都計建企第1021号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
浪速区 浪速西3丁目	3番4	m 4.00	m (変更前) 55.28 (変更後) 54.06	すみ切り4カ 所廃止

(都市計画局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第109号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

1 認定年月日及び認定番号

平成30年1月12日 第368号

2 認定区域の名称

大阪市営高殿住宅3・4・5号館

3 認定区域の位置

大阪市旭区高殿六丁目31番2 ほか10筆

(都市計画局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第110号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により公示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類

①パナソニックエイジフリー株式会社 ②パナソニックエイジフリーケアセンター大阪野江・小規模多機能 大阪市城東区成育三丁目2番19号 ③平成30年1月1日 ④小規模多機能型居宅介護

①株式会社オプトアイ ②グループホームリフレ・えびす 大阪市浪速区恵美須西一丁目4番8号 ③平成30年1月1日 ④認知症対応型共同生活介護

①株式会社ジャパンメディケアネット ②グループホームつながり城北 大阪市旭区赤川一丁目3番24号 ③平成30年1月1日 ④認知症対応型共同生活介護

①社会福祉法人千歩会 ②地域密着型特別養護老人ホームせんぼ瓜破東 大阪市平野区瓜破東八丁目8番6号 ③平成30年1月1日 ④地域密着型介護老人福祉施設

(福祉局高齢者施策部高齢施設課)

大阪市告示第111号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により公示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類

①ガイドセラヴィ株式会社 ②竹の子リハトレセンター 大阪市生野区田島五丁目7番31号 ③平成30年1月1日 ④地域密着型通所介護

①株式会社UK ②ゆるほこ 大阪市港区弁天一丁目6番17号 シャルマンコーポ101号室 ③平成30年1月1日 ④地域密着型通所介護

①SOLVE株式会社 ②デイサービスひだまりウォーク 大阪市東成区深江北二丁目4番18号1階 ③平成30年1月1日 ④地域密着型通所介護

①リズムテラス株式会社 ②レコードブック三先 大阪市港区三先一丁目11番25号 三先一丁目ビル ③平成30年1月1日 ④地域密着型通所介護

①コスモス株式会社 ②デイサービスコスモスみかんの里岸里 大阪市西成区岸里三丁目2番9号 ③平成30年1月1日 ④地域密着型通所介護

①株式会社ラフィール ②ラフィール都島 大阪市都島区都島北通一丁目8番21号 宮下ビル1階 ③平成30年1月1日 ④地域密着型通所介護

①えびす堂株式会社 ②えびす堂デイサービス 大阪市阿倍野区晴明通9番5号 ③平成30年1月1日 ④地域密着型通所介護

①株式会社グローバルケア ②デイサービス延寿 大阪市淀川区西三国四丁目5番22号 ③平成30年1月1日 ④地域密着型通所介護

①大一商事株式会社 ②リハビリデイサービスきじゅ 大阪市大正区三軒家東二丁目3番2号 ③平成30年1月1日 ④地域密着型通所介護

①社会福祉法人彰仁会 ②大正東在宅サービスステーションいずみの家 大阪市大正区泉尾二丁目13番5号 ③平成30年1月1日 ④地域密着型通所介護

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第112号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の12第1項の規定により、指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の20第1号の規定により公示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類

①パナソニックエイジフリー株式会社 ②パナソニックエイジフリーケアセンター大阪野江・小規模多機能 大阪市城東区成育三丁目2番19号 ③平成30年1月1日 ④介護予防小規模多機能型居宅介護

①株式会社オプトアイ ②グループホームリフレ・えびす 大阪市浪速区恵美須西一丁目4番8号 ③平成30年1月1日 ④介護予防認知症対応型共同生活介護

①株式会社ジャパンメディケアネット ②グループホームつながり城北 大阪市旭区赤川一丁目3番24号 ③平成30年1月1日 ④介護予防認知症対応型共同生活介護

(福祉局高齢者施策部高齢施設課)

大阪市告示第113号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類

①株式会社Trive ②やしの訪問介護 大阪市生野区巽東一丁目1番32号 荻田ビル701-A ③平成30年1月1日 ④訪問介護

①合同会社咲良 ②ヘルパーステーションおり姫 大阪市阿倍野区阪南町五丁目25番18号 オーナーズマンション阪南II403号室 ③平成30年1月1日 ④訪問介護

①株式会社パルフェット ②ケアセンターぱる 大阪市平野区平野西二丁目4番16号 ③平成30年1月1日 ④訪問介護

①株式会社壮馬 ②エミリード 大阪市西成区梅南一丁目2番26号 まごのて

- 花園505・506号室 ③平成30年1月1日 ④訪問介護
- ①株式会社ソレイユ ②ひかりあヘルパーステーション 大阪市阿倍野区三
明町二丁目11番28号 エスポワール大和101号室 ③平成30年1月1日 ④訪問
介護
- ①株式会社ゆりね ②つなぐ 大阪市旭区新森四丁目4番3号 カルム旭503
号室 ③平成30年1月1日 ④訪問介護
- ①株式会社ビオネスト ②訪問介護ステーション笑楽鶴見安田 大阪市鶴見区
安田二丁目3番39号 ③平成30年1月1日 ④訪問介護
- ①株式会社オータムハート ②ケアセンターつむぎ旭 大阪市旭区新森二丁目
1番25号 ピュア新森101号室 ③平成30年1月1日 ④訪問介護
- ①合同会社ルミエール ②訪問介護事業所ひかり 大阪市住吉区苅田五丁目18
番4号 ローズハイツ101号室 ③平成30年1月1日 ④訪問介護
- ①金柑介護サービス株式会社 ②きん柑ヘルパーステーション北 大阪市北区
天神橋七丁目3番2号 大山ビル604号室 ③平成30年1月1日 ④訪問介護
- ①株式会社LAUGHJOY ②ライブリーケアステーション 大阪市東住吉
区今林二丁目24番22号 ベツレヘム鳳凰406号室 ③平成30年1月1日 ④訪
問介護
- ①合同会社 t e n ②ケアサポート福八 大阪市平野区流町一丁目7番7号
昭和ビル506号室 ③平成30年1月1日 ④訪問介護
- ①株式会社たにきゅう ②いくたま訪問介護 大阪市天王寺区生玉町11番
29-1203号 ③平成30年1月1日 ④訪問介護
- ①合同会社北斗 ②北斗介護サービス 大阪市西成区花園南二丁目5番16号
③平成30年1月1日 ④訪問介護
- ①合同会社トータルカンパニー ②プラスケア 大阪市東淀川区下新庄四丁目
15番21号 アドバンスホソカワ201号室 ③平成30年1月1日 ④訪問介護
- ①株式会社ウイル ②株式会社ウイル京橋サービスセンター 大阪市都島区都
島本通五丁目6番21号 畑ビル1階 ③平成30年1月1日 ④訪問入浴介護
- ①株式会社えみゆう ②訪問看護ステーションほ〜ぷけあ淀川 大阪市淀川区
十三東一丁目2番15号 1/S i n十三102号室 ③平成30年1月1日 ④訪
問看護
- ①株式会社あいず ②あいず訪問看護ステーション大阪 大阪市平野区平野市
町一丁目2番25号 J Pアパートメント平野1F ③平成30年1月1日 ④訪
問看護
- ①株式会社アイズ ②はあと訪問看護ステーション 大阪市東住吉区北田辺一
丁目3番7号602号室 ③平成30年1月1日 ④訪問看護
- ①株式会社ビオネスト ②訪問看護ステーション笑楽東住吉 大阪市東住吉区
公園南矢田三丁目21番17号 ③平成30年1月1日 ④訪問看護
- ①合同会社きずな ②訪問看護ステーションきずな 大阪市生野区林寺四丁目
16番15号 ③平成30年1月1日 ④訪問看護・居宅療養管理指導
- ①医療法人弘善会 ②弘善会訪問看護ステーション 大阪市生野区生野東一丁

目2番18号 のんびれっじ生野3F ③平成30年1月1日 ④訪問看護・居宅療養管理指導

①有限会社アイム・コーポレーション ②オレンジ 大阪市平野区喜連西四丁目6番71号 1階西側 ③平成30年1月1日 ④通所介護

①社会医療法人ささき会 ②彩りの都デイサービスセンター城東永田 大阪市城東区永田二丁目11番7号 ③平成30年1月1日 ④通所介護

①株式会社SPROUT ②福祉用具BLOOM 大阪市西成区松一丁目3番8号 ル・クール花園301号室 ③平成30年1月1日 ④福祉用具貸与・特定福祉用具販売

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第114号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により公示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類

①株式会社JICC ②ジックケアサービス城東 大阪市城東区嶋野東三丁目2番1号 ③平成29年11月30日 ④訪問介護

①株式会社JICC ②ジックケアサービス阿倍野 大阪市阿倍野区西田辺町二丁目8番6号 TASTEビル2階A号室 ③平成29年11月30日 ④訪問介護

①株式会社博登 ②エミリード花園 大阪市西成区梅南一丁目2番26-505号 ③平成29年12月31日 ④訪問介護

①株式会社楽しみ ②楽しみヘルパーステーション住之江 大阪市住之江区浜口西三丁目2番16号 ③平成29年12月31日 ④訪問介護

①介護のみき株式会社 ②介護のみき上本町 大阪市中央区谷町九丁目2番23号 谷九城福ビル2階203号室 ③平成29年12月31日 ④訪問介護

①株式会社元気な介護 ②訪問介護ステーションくらしさ平野 大阪市平野区长吉長原一丁目1番43号 ティアラ長吉701号室 ③平成29年12月31日 ④訪問介護

①株式会社レガース ②ホームラン介護サービス 大阪市東住吉区鷹合二丁目1番3号 ③平成29年12月31日 ④訪問介護

①株式会社勇氣 ②あおぞら介護センター 大阪市住吉区长居東三丁目18番31号 ③平成29年12月31日 ④訪問介護

①医療法人邦明会 ②医療法人邦明会ヘルパーステーション 大阪市大正区三

- 軒家西二丁目18番5号 ③平成29年12月31日 ④訪問介護
- ①有限会社ひまわり ②ケアセンターフェニックス 大阪市此花区春日出北二丁目14番27号 ③平成29年12月31日 ④訪問介護
- ①有限会社ウエストヒル ②みどり介護サービスセンター 大阪市城東区東中浜六丁目11番19号 ハウスニシオカズ1階 ③平成29年12月31日 ④訪問介護
- ①特定非営利活動法人レインボーハウス ②もりしん介護サービス 大阪市東淀川区南江口一丁目4番33号 ③平成29年12月31日 ④訪問介護
- ①合同会社L i e n ②ライフサポートりあん 大阪市東淀川区下新庄四丁目15番21-201号 ③平成29年12月31日 ④訪問介護
- ①株式会社トラストマインド ②訪問介護センタートラストマインド 大阪市阿倍野区三好町二丁目11番28号 エスポワール大和101号室 ③平成29年12月31日 ④訪問介護
- ①株式会社ヒューマンメジテック ②株式会社ヒューマンメジテック介護事業所 大阪市西成区天下茶屋二丁目22番8号 K I ビル201号室 ③平成26年2月1日 ④訪問介護
- ①株式会社サンカインド ②なのはな畑介護センター 大阪市中央区北新町1番1号 千倉ビル5F ③平成29年12月31日 ④訪問介護
- ①株式会社J J ②スマイルケアJ J 大阪市大正区南恩加島六丁目9番12号 ③平成29年10月31日 ④訪問介護
- ①社会福祉法人博陽会 ②訪問看護ステーションフレール 大阪市西淀川区大和田二丁目1番20号 ③平成29年12月31日 ④訪問看護
- ①株式会社ビーネ ②ポップケア大阪訪問看護ステーション 大阪市福島区玉川四丁目2番5号 1階 ③平成29年12月31日 ④訪問看護
- ①医療法人真芳会 ②医療法人真芳会夕陽ヶ丘いきいきクリニック 大阪市天王寺区上汐6丁目3番11号 ③平成29年11月1日 ④訪問看護・居宅療養管理指導
- ①医療法人真芳会 ②医療法人真芳会夕陽ヶ丘いきいきクリニック 大阪市天王寺区上汐6丁目3番11号 ③平成29年11月1日 ④訪問リハビリテーション
- ①株式会社クリエイトプラス ②ジョリアンジュ訪問看護ステーション 大阪市阿倍野区西田辺町二丁目2番9号 鶴ヶ丘ビル4-C ③平成29年12月20日 ④居宅療養管理指導
- ①株式会社元気な介護 ②福祉用具事業所くらしさ平野 大阪市平野区长吉長原一丁目1番43号 ティアラ長吉701号室 ③平成29年12月31日 ④福祉用具貸与・特定福祉用具販売
- ①株式会社月光園 ②レンタルサービス月光園 大阪市淀川区西宮原三丁目2番21号 コスモス東三国301号室 ③平成29年12月31日 ④福祉用具貸与・特定福祉用具販売
- ①株式会社ラトゥ ②福祉用具あずき 大阪市北区天神橋二丁目5番26-404号 ③平成29年12月31日 ④福祉用具貸与・特定福祉用具販売
- ①株式会社制服のノムラ ②れんたるサービスほりかわ 大阪市北区天神橋二

丁目北1番2号 ③平成29年12月31日 ④福祉用具貸与・特定福祉用具販売
 ①株式会社ロイヤル ②福祉用具ステップ 大阪市西成区花園北二丁目18番11号
 ③平成29年12月31日 ④福祉用具貸与・特定福祉用具販売
 (福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第115号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により公示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類

①株式会社感動クリエーション ②デイサービスとびっきり加島 大阪市淀川区加島二丁目6番25号 ③平成29年12月31日 ④地域密着型通所介護

①竹内ホールディングス株式会社 ②茶話本舗デイサービス上野芝 大阪府堺市西区上野芝向ヶ丘町5丁目5番5号 ③平成30年2月28日 ④地域密着型通所介護

①社会福祉法人五常会 ②ゆーとりあデイサービスセンター 大阪府堺市中区見野山162番地 ③平成27年4月16日 ④認知症対応型通所介護

①株式会社JICC ②ジックナイトケアサポート阿倍野 大阪市阿倍野区西田辺町二丁目8番6号 TASTEビル2階A号室 ③平成29年11月30日 ④夜間対応型訪問介護

①株式会社JICC ②ジックナイトケアサポート城東 大阪市城東区鳴野東三丁目2番1号 ③平成29年11月30日 ④夜間対応型訪問介護

①株式会社JICC ②ジックケアサポートセンター阿倍野 大阪市阿倍野区西田辺町二丁目8番6号 TASTEビル2階A号室 ③平成29年11月30日 ④定期巡回・随時対応型訪問介護看護

①株式会社JICC ②ジックケアサポートセンター城東 大阪市城東区鳴野東三丁目2番1号 ③平成29年11月30日 ④定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第116号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により公示する。

平成30年 1月26日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類

①社会福祉法人陽光福祉会 ②居宅介護支援事業所陽光ひめじま苑 大阪市西淀川区姫島五丁目16番36号 ③平成30年 1月 1日 ④居宅介護支援

①医療法人井上整形外科 ②医療法人井上整形外科新森ケアプランセンター 大阪市旭区新森三丁目 7番18号 ③平成30年 1月 1日 ④居宅介護支援

①株式会社ナッセ ②ケアプランセンターPRIMO 大阪市西区阿波座二丁目 1番 1号 大阪本町西第一ビル7F ③平成30年 1月 1日 ④居宅介護支援

①株式会社モーリ ②アゲイン居宅介護支援事業所 大阪市淀川区十八条一丁目10番 4号 ③平成30年 1月 1日 ④居宅介護支援

①株式会社ひかり介護サービス ②ひかり介護サービス・都島 大阪市都島区都島北通二丁目21番14号 ガゼルコーヴ都島北通 2 601号室 ③平成30年 1月 1日 ④居宅介護支援

①株式会社パルフェット ②ケアプランセンターぱる 大阪市平野区平野西二丁目 4番16号 ③平成30年 1月 1日 ④居宅介護支援

①合同会社アイリス ②なぎケアプランセンター 大阪市平野区平野北二丁目 2番32号 ③平成30年 1月 1日 ④居宅介護支援

①株式会社ソレイユ ②ひかりあケアプランセンター 大阪市阿倍野区三明町二丁目11番28号 エスポワール大和101号室 ③平成30年 1月 1日 ④居宅介護支援

①株式会社ケイツー ②ケアプランケイツー 大阪市西成区天神ノ森一丁目19番 4号 4階南側 ③平成30年 1月 1日 ④居宅介護支援

①株式会社アクセスH.L ②港ケアプランセンター 大阪市港区波除二丁目 5番18号 ③平成30年 1月 1日 ④居宅介護支援

①医療法人永紘会 ②まごころケアプランセンターAERO 大阪市旭区清水一丁目17番15号 AEROビル千林 2階 ③平成30年 1月 1日 ④居宅介護支援

①金柑介護サービス株式会社 ②きん柑ケアプランセンター北 大阪市北区天神橋七丁目 3番 2号 大山ビル604号室 ③平成30年 1月 1日 ④居宅介護支援

①株式会社ATTECC ②ほねつぎ介護ケアプランセンター東淀川 大阪市東淀川区菅原三丁目 8番14号 第 2 山口マンション 2階 ③平成30年 1月 1日 ④居宅介護支援

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第117号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により公示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村 洋文

①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類

①株式会社アシスト靱 ②ケアプランセンターアシストゆぎ 大阪市東住吉区山坂二丁目10番5号 ③平成29年11月30日 ④居宅介護支援

①介護のみき株式会社 ②介護のみき上本町 大阪府中央区谷町九丁目2番23号 谷九城福ビル2階203号室 ③平成29年12月31日 ④居宅介護支援

①パナソニックエイジフリー株式会社 ②パナソニックエイジフリーケアセンターつるみ・ケアマネジメント 大阪市鶴見区浜二丁目5番5号 パークリッジ現代2階 ③平成29年12月31日 ④居宅介護支援

①株式会社レガース ②バントケアプランセンター 大阪市東住吉区鷹合二丁目1番3号 ③平成29年12月31日 ④居宅介護支援

①株式会社ケア21 ②ケア21東成 大阪市東成区東小橋一丁目1番3号 山川ビル2階 ③平成29年12月31日 ④居宅介護支援

①特定非営利活動法人レインボーハウス ②もりしんケアプランセンター 大阪市東淀川区南江ロー一丁目4番33号 ③平成29年12月31日 ④居宅介護支援

①合同会社ウェルビレッジ ②阿波介護福祉クラブ 大阪府大正区泉尾一丁目30番21号 ③平成29年12月31日 ④居宅介護支援

①株式会社クオレ ②ケアプランセンタークオレ福 大阪市西淀川区福町二丁目4番8号 C棟1階 ③平成29年12月31日 ④居宅介護支援

①株式会社トラストマインド ②ケアプランセンタートラストマインド 大阪府阿倍野区三明町二丁目11番28号 エスポワール大和101号室 ③平成29年12月31日 ④居宅介護支援

①社会福祉法人 大阪府西淀川区社会福祉協議会 ②西淀川区在宅サービスセンター 大阪府西淀川区千舟二丁目7番7号 ③平成29年12月31日 ④居宅介護支援

①有限会社リーシェ ②ケアプランセンターリーシェ 大阪府西成区山王二丁目5番14号 山王AMIビル ③平成29年12月1日 ④居宅介護支援

（福祉局高齢者施策部介護保険課）

大阪市告示第118号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10第1号の規定により公示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類

①株式会社T r i v e ②やしの訪問介護 大阪市生野区巽東一丁目1番32号
荻田ビル701-A ③平成30年1月1日 ④介護予防訪問介護

①合同会社咲良 ②ヘルパーステーションおり姫 大阪市阿倍野区阪南町五丁目25番18号
オーナーズマンション阪南Ⅱ403号室 ③平成30年1月1日 ④介護予防訪問介護

①株式会社パルフェット ②ケアセンターぱる 大阪市平野区平野西二丁目4番16号
③平成30年1月1日 ④介護予防訪問介護

①株式会社ソレイユ ②ひかりあヘルパーステーション 大阪市阿倍野区三好町二丁目11番28号
エスポワール大和101号室 ③平成30年1月1日 ④介護予防訪問介護

①株式会社ゆりね ②つなぐ 大阪市旭区新森四丁目4番3号 カルム旭503号室
③平成30年1月1日 ④介護予防訪問介護

①株式会社ビオネスト ②訪問介護ステーション笑楽鶴見安田 大阪市鶴見区安田二丁目3番39号
③平成30年1月1日 ④介護予防訪問介護

①株式会社オータムハート ②ケアセンターつむぎ旭 大阪市旭区新森二丁目1番25号
ピュア新森101号室 ③平成30年1月1日 ④介護予防訪問介護

①合同会社ルミエール ②訪問介護事業所ひかり 大阪市住吉区苅田五丁目18番4号
ローズハイツ101号室 ③平成30年1月1日 ④介護予防訪問介護

①金柑介護サービス株式会社 ②きん柑ヘルパーステーション北 大阪市北区天神橋七丁目3番2号
大山ビル604号室 ③平成30年1月1日 ④介護予防訪問介護

①株式会社LAUGHJOY ②ライブリーケアステーション 大阪市東住吉区今林二丁目24番22号
ベツレヘム鳳凰406室 ③平成30年1月1日 ④介護予防訪問介護

①合同会社t e n ②ケアサポート福八 大阪市平野区流町一丁目7番7号
昭和ビル506号室 ③平成30年1月1日 ④介護予防訪問介護

①株式会社たにきゅう ②いくたま訪問介護 大阪市天王寺区生玉町11番29-1203号
③平成30年1月1日 ④介護予防訪問介護

①合同会社北斗 ②北斗介護サービス 大阪市西成区花園南二丁目5番16号
③平成30年1月1日 ④介護予防訪問介護

①ガイドセラヴィ株式会社 ②竹の子りハトレセンター 大阪市生野区田島五丁目7番31号
③平成30年1月1日 ④介護予防通所介護

①株式会社UK ②ゆるほこ 大阪市港区弁天一丁目6番17号 シャルマンコーポ101号室
③平成30年1月1日 ④介護予防通所介護

①有限会社アイム・コーポレーション ②オレンジ 大阪市平野区喜連西四丁目6番71号
1階西側 ③平成30年1月1日 ④介護予防通所介護

- ①SOLVE株式会社 ②デイサービスひだまりウォーク 大阪市東成区深江北二丁目4番18号1階 ③平成30年1月1日 ④介護予防通所介護
- ①社会医療法人ささき会 ②彩りの都デイサービスセンター城東永田 大阪市城東区永田二丁目11番7号 ③平成30年1月1日 ④介護予防通所介護
- ①リズムテラス株式会社 ②レコードブック三先 大阪市港区三先一丁目11番25号 三先1丁目ビル ③平成30年1月1日 ④介護予防通所介護
- ①コスモス株式会社 ②デイサービスコスモスみかんの里岸里 大阪市西成区岸里三丁目2番9号 ③平成30年1月1日 ④介護予防通所介護
- ①株式会社ラフィール ②ラフィール都島 大阪市都島区都島北通一丁目8番21号 宮下ビル1階 ③平成30年1月1日 ④介護予防通所介護
- ①えびす堂株式会社 ②えびす堂デイサービス 大阪市阿倍野区晴明通9番5号 ③平成30年1月1日 ④介護予防通所介護
- ①株式会社グローバルケア ②デイサービス延寿 大阪市淀川区西三国四丁目5番22号 ③平成30年1月1日 ④介護予防通所介護
- ①大一商事株式会社 ②リハビリデイサービスきじゅ 大阪市大正区三軒家東二丁目3番2号 ③平成30年1月1日 ④介護予防通所介護
- ①社会福祉法人彰仁会 ②大正東在宅サービスステーションいずみの家 大阪市大正区泉尾二丁目13番5号 ③平成30年1月1日 ④介護予防通所介護
- ①株式会社ウイル ②株式会社ウイル京橋サービスセンター 大阪市都島区都島本通五丁目6番21号 畑ビル1階 ③平成30年1月1日 ④介護予防訪問入浴介護
- ①株式会社SPROUT ②福祉用具BLOOM 大阪市西成区松一丁目3番8号 ル・クール花園301号室 ③平成30年1月1日 ④介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売
- ①株式会社えみゆう ②訪問看護ステーションほ〜ぷけあ淀川 大阪市淀川区十三東一丁目2番15号 1/Sin十三102号室 ③平成30年1月1日 ④介護予防訪問看護
- ①株式会社あいず ②あいず訪問看護ステーション大阪 大阪市平野区平野市町一丁目2番25号 JPアパートメント平野1F ③平成30年1月1日 ④介護予防訪問看護
- ①株式会社アイズ ②はあと訪問看護ステーション 大阪市東住吉区北田辺一丁目3番7号602号室 ③平成30年1月1日 ④介護予防訪問看護
- ①株式会社バイオネスト ②訪問看護ステーション笑楽東住吉 大阪市東住吉区公園南矢田三丁目21番17号 ③平成30年1月1日 ④介護予防訪問看護
- ①合同会社きずな ②訪問看護ステーションきずな 大阪市生野区林寺四丁目16番15号 ③平成30年1月1日 ④介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導
- ①医療法人弘善会 ②弘善会訪問看護ステーション 大阪市生野区生野東一丁目2番18号 のんビレッジ生野3F ③平成30年1月1日 ④介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第119号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号の規定により公示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類

①株式会社JICC ②ジックケアサービス城東 大阪市城東区鳴野東三丁目2番1号 ③平成29年11月30日 ④介護予防訪問介護

①株式会社JICC ②ジックケアサービス阿倍野 大阪市阿倍野区西田辺町二丁目8番6号 TASTEビル2階A号室 ③平成29年11月30日 ④介護予防訪問介護

①株式会社博登 ②エミリード花園 大阪市西成区梅南一丁目2番26-505号室 ③平成29年12月31日 ④介護予防訪問介護

①株式会社楽しみ ②楽しみヘルパーステーション住之江 大阪市住之江区浜口西三丁目2番16号 ③平成29年12月31日 ④介護予防訪問介護

①介護のみき株式会社 ②介護のみき上本町 大阪市中央区谷町九丁目2番23号 谷九城福ビル2階203号室 ③平成29年12月31日 ④介護予防訪問介護

①株式会社元気な介護 ②訪問介護ステーションくらしさ平野 大阪市平野区长吉長原一丁目1番43号 ティアラ長吉701号室 ③平成29年12月31日 ④介護予防訪問介護

①株式会社レガース ②ホームラン介護サービス 大阪市東住吉区鷹合二丁目1番3号 ③平成29年12月31日 ④介護予防訪問介護

①株式会社勇氣 ②あおぞら介護センター 大阪市住吉区长居東三丁目18番31号 ③平成29年12月31日 ④介護予防訪問介護

①医療法人邦明会 ②医療法人邦明会ヘルパーステーション 大阪市大正区三軒家西二丁目18番5号 ③平成29年12月31日 ④介護予防訪問介護

①有限会社ひまわり ②ケアセンターフェニックス 大阪市此花区春日出北二丁目14番27号 ③平成29年12月31日 ④介護予防訪問介護

①有限会社ウエストヒル ②みどり介護サービスセンター 大阪市城東区東中浜六丁目11番19号 ハウスニシオカズ1階 ③平成29年12月31日 ④介護予防訪問介護

①特定非営利活動法人レインボーハウス ②もりしん介護サービス 大阪市東淀川区南江口一丁目4番33号 ③平成29年12月31日 ④介護予防訪問介護

①合同会社Lien ②ライフサポートりあん 大阪市東淀川区下新庄四丁目

15番21-201号 ③平成29年12月31日 ④介護予防訪問介護

①株式会社トラストマインド ②訪問介護センタートラストマインド 大阪市阿倍野区三明町二丁目11番28号 エスポワール大和101号室 ③平成29年12月31日 ④介護予防訪問介護

①株式会社ヒューマンメジテック ②株式会社ヒューマンメジテック介護事業所 大阪市西成区天下茶屋二丁目22番8号 K I ビル201号室 ③平成26年2月1日 ④介護予防訪問介護

①株式会社サンカインド ②なのはな畑介護センター 大阪市中央区北新町1番1号 千倉ビル5F ③平成29年12月31日 ④介護予防訪問介護

①株式会社J J ②スマイルケアJ J 大阪市大正区南恩加島六丁目9番12号 ③平成29年10月31日 ④介護予防訪問介護

①株式会社感動クリエーション ②デイサービスとびつきり加島 大阪市淀川区加島二丁目6番25号 ③平成29年12月31日 ④介護予防通所介護

①株式会社元気な介護 ②福祉用具事業所くらしさ平野 大阪市平野区长吉長原一丁目1番43号 ティアラ長吉701号室 ③平成29年12月31日 ④介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

①株式会社月光園 ②レンタルサービス月光園 大阪市淀川区西宮原三丁目2番21号 コスモス東三国301号室 ③平成29年12月31日 ④介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

①株式会社ラトゥ ②福祉用具あずき 大阪市北区天神橋二丁目5番26-404号 ③平成29年12月31日 ④介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

①株式会社制服のノムラ ②れんたるサービスほりかわ 大阪市北区天神橋二丁目北1番2号 ③平成29年12月31日 ④介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

①株式会社ロイヤル ②福祉用具ステップ 大阪市西成区花園北二丁目18番11号 ③平成29年12月31日 ④介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

①社会福祉法人博陽会 ②訪問看護ステーションフレール 大阪市西淀川区大和田二丁目1番20号 ③平成29年12月31日 ④介護予防訪問看護

①株式会社ビーネ ②ポップケア大阪訪問看護ステーション 大阪市福島区玉川四丁目2番5号 1階 ③平成29年12月31日 ④介護予防訪問看護

①医療法人真芳会 ②医療法人真芳会夕陽ヶ丘いきいきクリニック 大阪市天王寺区上汐6丁目3番11号 ③平成29年11月1日 ④介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導

①医療法人真芳会 ②医療法人真芳会夕陽ヶ丘いきいきクリニック 大阪市天王寺区上汐6丁目3番11号 ③平成29年11月1日 ④介護予防訪問リハビリテーション

①株式会社クリエイトプラス ②ジョリアンジュ訪問看護ステーション 大阪市阿倍野区西田辺町二丁目2番9号 鶴ヶ丘ビル4-C ③平成29年12月20日 ④介護予防居宅療養管理指導

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第120号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の15第2項の規定により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の20第2号の規定により公示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

- ①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類
①社会福祉法人五常会 ②ゆーとりあデイサービスセンター 大阪府堺市中区
見野山162番地 ③平成27年4月16日 ④介護予防認知症対応型通所介護

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第121号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の規定により、第一号事業を行う指定事業者として指定したので、大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第15条の規定により公示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

- ①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類
①合同会社咲良 ②ヘルパーステーションおり姫 大阪市阿倍野区阪南町五丁目25番18号 オーナーズマンション阪南Ⅱ403号室 ③平成30年1月1日 ④介護予防型訪問サービス
①株式会社彩 ②訪問介護いろどり 大阪市生野区桃谷二丁目18番32号 ③平成30年1月1日 ④生活援助型訪問サービス
①株式会社青空 ②あおいそら 大阪府東大阪市三ノ瀬三丁目2番14号 ゴッドフィールド荒川202号室 ③平成30年1月1日 ④生活援助型訪問サービス
①株式会社Trive ②やしの訪問介護 大阪市生野区巽東一丁目1番32号 荻田ビル701-A ③平成30年1月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス
①株式会社パルフェット ②ケアセンターぱる 大阪市平野区平野西二丁目4番16号 ③平成30年1月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス
①株式会社壮馬 ②エミリード 大阪市西成区梅南一丁目2番26号 ま

ごのて花園505・506号室 ③平成30年1月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①株式会社ソレイユ ②ひかりあヘルパーステーション 大阪市阿倍野区三明町二丁目11番28号 エスポワール大和101号室 ③平成30年1月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①株式会社ゆりね ②つなぐ 大阪市旭区新森四丁目4番3号 カルム旭503号室 ③平成30年1月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①株式会社ビオネスト ②訪問介護ステーション笑楽鶴見安田 大阪市鶴見区安田二丁目3番39号 ③平成30年1月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①株式会社オータムハート ②ケアセンターつむぎ旭 大阪市旭区新森二丁目1番25号 ピュア新森101号室 ③平成30年1月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①合同会社ルミエール ②訪問介護事業所ひかり 大阪市住吉区荻田五丁目18番4号 ローズハイツ101号室 ③平成30年1月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①金柑介護サービス株式会社 ②きん柑ヘルパーステーション北 大阪市北区天神橋七丁目3番2号 大山ビル604号室 ③平成30年1月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①株式会社LAUGHJOY ②ライブリーケアステーション 大阪市東住吉区今林二丁目24番22号 ベツレヘム鳳凰406号室 ③平成30年1月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①合同会社ten ②ケアサポート福八 大阪市平野区流町一丁目7番7号 昭和ビル506号室 ③平成30年1月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①株式会社たにきゅう ②いくたま訪問介護 大阪市天王寺区生玉町11番29-1203号 ③平成30年1月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①合同会社北斗 ②北斗介護サービス 大阪市西成区花園南二丁目5番16号 ③平成30年1月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①株式会社UK ②ゆるほこ 大阪市港区弁天一丁目6番17号 シャルマンコーポ101号室 ③平成30年1月1日 ④介護予防型通所サービス

①社会医療法人ささき会 ②彩りの都デイサービスセンター城東永田 大阪市城東区永田二丁目11番7号 ③平成30年1月1日 ④介護予防型通所サービス

①株式会社グローバルケア ②デイサービス延寿 大阪市淀川区西三国四丁目5番22号 ③平成30年1月1日 ④介護予防型通所サービス

①社会福祉法人彰仁会 ②大正東在宅サービスステーションいずみの家

大阪市大正区泉尾二丁目13番5号 ③平成30年1月1日 ④介護予防型通所サービス

①リズムテラス株式会社 ②レコードブック三先 大阪市港区三先一丁目11番25号 三先1丁目ビル ③平成30年1月1日 ④介護予防型通所サービス

①株式会社ラフィール ②ラフィール都島 大阪市都島区都島北通一丁目8番21号 宮下ビル1階 ③平成30年1月1日 ④介護予防型通所サービス

①医療法人秋桜会 ②デイサービス庵こすもす 大阪市都島区毛馬町五丁目8番6号 ③平成30年1月1日 ④短時間型通所サービス

①ガイドセラヴィ株式会社 ②竹の子リハトレセンター 大阪市生野区田島五丁目7番31号 ③平成30年1月1日 ④介護予防型通所サービス・短時間型通所サービス

①有限会社アイム・コーポレーション ②オレンジ 大阪市平野区喜連西四丁目6番71号 1階西側 ③平成30年1月1日 ④介護予防型通所サービス・短時間型通所サービス

①コスモス株式会社 ②デイサービスコスモスみかんの里岸里 大阪市西成区岸里三丁目2番9号 ③平成30年1月1日 ④介護予防型通所サービス・短時間型通所サービス

①えびす堂株式会社 ②えびす堂デイサービス 大阪市阿倍野区晴明通9番5号 ③平成30年1月1日 ④介護予防型通所サービス・短時間型通所サービス

①大一商事株式会社 ②リハビリデイサービスきじゅ 大阪市大正区三軒家東二丁目3番2号 ③平成30年1月1日 ④介護予防型通所サービス・短時間型通所サービス

①SOLVE株式会社 ②デイサービスひだまりウォーク 大阪市東成区深江北二丁目4番18号1階 ③平成30年1月1日 ④介護予防型通所サービス・短時間型通所サービス

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第122号

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく第一号事業の廃止の届出があったので、大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第15条の規定により公示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類

- ①医療法人邦明会 ②医療法人邦明会ヘルパーステーション 大阪市大正区三軒家西二丁目18番5号 ③平成29年12月31日 ④介護予防型訪問サービス
- ①有限会社ウエストヒル ②みどり介護サービスセンター 大阪市城東区東中浜六丁目11番19号 ハウスニシオカズ1階 ③平成29年12月31日 ④介護予防型訪問サービス
- ①株式会社J J ②スマイルケアJ J 大阪市大正区南恩加島六丁目9番12号 ③平成29年10月31日 ④介護予防型訪問サービス
- ①株式会社J I C C ②ジックケアサービス城東 大阪市城東区鳴野東三丁目2番1号 ③平成29年11月30日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス
- ①株式会社J I C C ②ジックケアサービス阿倍野 大阪市阿倍野区西田辺町二丁目8番6号 TASTEビル2階A号室 ③平成29年11月30日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス
- ①合同会社善 ②ヘルパーステーションかえる 大阪府堺市堺区香ヶ丘町一丁目3番16号 堀野マンション405号室 ③平成29年12月31日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス
- ①株式会社博登 ②エミリード花園 大阪市西成区梅南一丁目2番26-505号 ③平成29年12月31日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス
- ①株式会社楽しみ ②楽しみヘルパーステーション住之江 大阪市住之江区浜口西三丁目2番16号 ③平成29年12月31日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス
- ①介護のみき株式会社 ②介護のみき上本町 大阪市中央区谷町九丁目2番23号谷九城福ビル2階203号室 ③平成29年12月31日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス
- ①株式会社元気な介護 ②訪問介護ステーションくらしさ平野 大阪市平野区長吉長原一丁目1番43号 ティアラ長吉701号室 ③平成29年12月31日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス
- ①株式会社レガース ②ホームラン介護サービス 大阪市東住吉区鷹合二丁目1番3号 ③平成29年12月31日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス
- ①株式会社勇氣 ②あおぞら介護センター 大阪市住吉区长居東三丁目18番31号 ③平成29年12月31日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス
- ①有限会社ひまわり ②ケアセンターフェニックス 大阪市此花区春日出北二丁目14番27号 ③平成29年12月31日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス
- ①株式会社トラストマインド ②訪問介護センタートラストマインド 大阪市阿倍野区三好町二丁目11番28号 エスポワール大和101号室 ③平成29年12月31日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス
- ①株式会社サンカインド ②なのはな畑介護センター 大阪市中央区北新町1番1号千倉ビル5F ③平成29年12月31日 ④介護予防型訪問サービス・生活

援助型訪問サービス

①株式会社感動クリエーション ②デイサービスとびっきり加島 大阪市淀川区加島二丁目6番25号 ③平成29年12月31日 ④介護予防型通所サービス

①社会福祉法人たらちね事業会 ②大正西地域在宅サービスステーションファミリー 大阪市大正区鶴町一丁目11番20号 ③平成29年4月30日 ④介護予防型通所サービス・短時間型通所サービス

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

~~~~~

### 大阪市告示第123号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、医療機関（更生医療・育成医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

①名称 ②所在地 ③担当しようとする医療の種類 ④指定年月日

①青都荘訪問看護ステーション ②城東区成育三丁目14-13 旭伸ビル2階 ③訪問看護 ④平成30年1月1日

①バイアル調剤薬局 ②住吉区南住吉一丁目4-7 メディカルセンター長居1階 ③調剤 ④平成30年1月1日

①ファルコ薬局 大阪中央店 ②中央区大手通二丁目2-2 FALCO大阪事業所 8階 ③調剤 ④平成30年1月1日

①新世薬局 阿倍野店 ②阿倍野区阿倍野筋五丁目3-24 1階 ③調剤 ④平成29年12月1日

①南山堂薬局 新高店 ②淀川区新高二丁目3-2 新高クリニックセンタービル 1階 ③調剤 ④平成30年1月1日

①都島パール薬局 ②都島区都島南通二丁目4-11 1階 ③調剤 ④平成29年11月1日

①よつば薬局 今里店 ②生野区中川一丁目1-14 1階 ③調剤 ④平成30年1月1日

①ファースト・コンタクト・ファーマシー 桜橋薬局 ②北区梅田二丁目1-3 桜橋御幸ビル 1階 ③調剤 ④平成30年1月1日

①阪神調剤薬局 中之島店 ②福島区福島三丁目1-39 ③調剤 ④平成30年1月1日

①コトブキ薬局 福島店 ②福島区福島四丁目2-33 ③調剤 ④平成30年1月1日

①みゆき薬局 ②都島区都島中通三丁目5-6 1階 ③調剤 ④平成30年1月1日

(大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター 相談課)



~~~~~

大阪市告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年 1 月 26日

大阪市長 吉 村 洋 文

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成30年2月9日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

NO	種 類	場 所
1	自動二輪車 (ヤマハ 白色)	浪速区幸町2丁目3番先
2	自動二輪車 (スズキ 黒色)	西区南堀江3丁目9番先
3	普通自動車 (ランドローバー 白色)	東住吉区住道矢田5丁目9番先

(建設局総務部路政課)

~~~~~

### 大阪市告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年 1 月 26日

大阪市長 吉 村 洋 文

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成30年2月9日までに除却されたい。

その日までに除去されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| 路 線 名       | 除 却 実 施 場 所   | 物 件  |
|-------------|---------------|------|
| 天王寺区第8610号線 | 天王寺区上本町9丁目3番先 | 植木鉢等 |

(建設局総務部路政課)

大阪市告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月26日

大阪市長 吉 村 洋 文

| 路線名    | 区 間                                                     | 旧<br>新<br>別 | 敷地の<br>幅 員         | 敷地の<br>延 長 |
|--------|---------------------------------------------------------|-------------|--------------------|------------|
| 巽沖田福永線 | 生野区巽東2丁目<br>27番の2地から<br>同 区同 2丁目<br>27番の2地まで<br>(参考図参照) | 旧           | m<br>4.91          | m<br>21.04 |
|        |                                                         | 新           | 6.00               | 21.04      |
| 巽矢柄伊倉線 | 生野区巽東2丁目<br>27番の2地から<br>同 区同 2丁目<br>27番の2地まで<br>(参考図参照) | 旧           | m<br>3.82<br>~6.91 | m<br>49.72 |
|        |                                                         | 新           | 4.91<br>~10.00     | 49.72      |

(建設局総務部管財課)

大阪市告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月26日

大阪市長 吉 村 洋 文

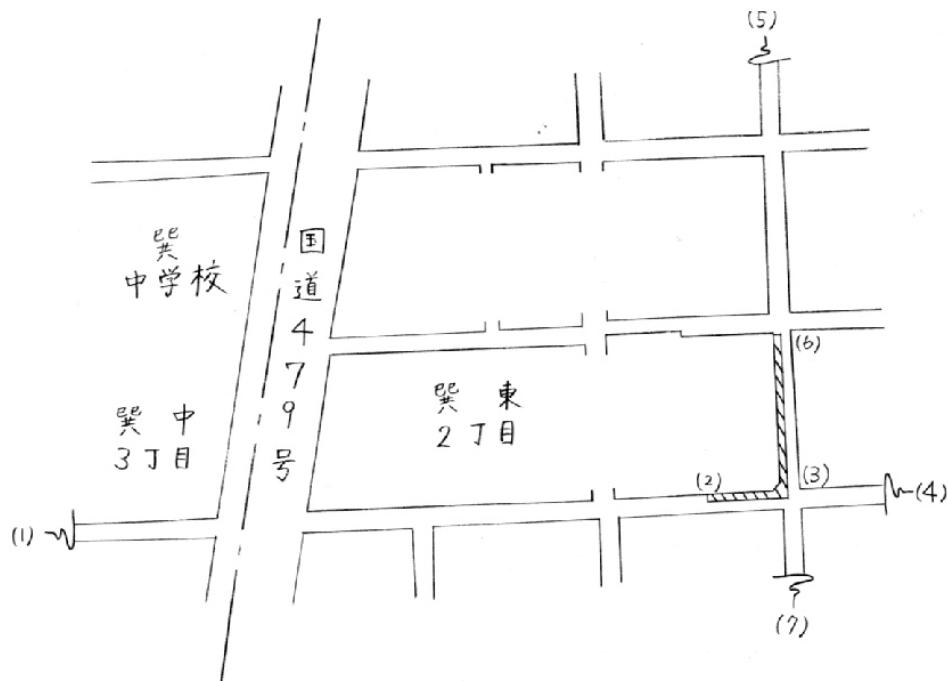
| 路線名    | 区 間                                             | 供用開始の期日 |
|--------|-------------------------------------------------|---------|
| 巽沖田福永線 | 生野区巽東2丁目27番の2地から<br>同 区同 2丁目27番の2地まで<br>(参考図参照) | 告示の日    |
| 巽矢柄伊倉線 | 生野区巽東2丁目27番の2地から<br>同 区同 2丁目27番の2地まで<br>(参考図参照) | 告示の日    |

(建設局総務部管財課)

### 参考図

### 生野区

N



### 凡 例



新たに道路となる部分



町丁界

### 説 明

巽沖田福永線 (1) (4) 間のうち (2) (3) 間を区域変更する。

巽矢柄伊倉線 (5) (7) 間のうち (6) (3) 間を区域変更する。



**大阪市告示第128号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を廃止する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月 26日

大阪市長 吉 村 洋 文

| 路線名                 | 区 間                               | 供用廃止の期日 |
|---------------------|-----------------------------------|---------|
| 西 淀 川 区<br>第 687 号線 | 西淀川区大野3丁目3番4地から<br>同 区同 3丁目3番1地まで | 告示の日    |

(建設局総務部管財課)

**大阪市告示第129号**

次のとおり落札者等について公示する。

平成30年 1 月 26日

大阪市長 吉 村 洋 文

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎教育委員会事務局総務部総務課（大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪役所3階）

①大阪市立大阪ビジネスフロンティア高等学校 情報教育用コンピュータ機器一式 長期借入 ②一般 ③29.11.16 ④NTTファイナンス（株）関西支店 大阪府大阪市中央区平野町2丁目3番7号 アーバンエース北浜ビル ⑤80,151,120円 ⑥29.9.15

①学校教育ICT活用事業 咲洲みなみ小中一貫校 タブレット端末等機器一式 長期借入 ②一般 ③29.12.6 ④NTTファイナンス（株）関西支店 大阪府大阪市中央区平野町2丁目3番7号 アーバンエース北浜ビル ⑤65,506,968円 ⑥29.10.6

(教育委員会事務局総務部総務課)

**大阪市告示第130号**

次のとおり落札者等について公示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

[掲載順序]

## ◎契約担当(所在地)

①調達件名、数量(予定数量)及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日(随意契約の場合は契約相手方を決定した日) ④落札者(随意契約の場合は契約相手方) ⑤落札金額(随意契約の場合は契約金額) ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

## ◎教育委員会事務局総務部総務課(大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪役所3階)

①大阪市立滝川小学校外73校で使用する電気 ②一般 ③29.12.21 ④(株)F-Power 東京都港区六本木1丁目8番7号MFPR六本木麻布台ビル2F ⑤128,924,109円 ⑥29.10.20

①大阪市立粉浜小学校外62校で使用する電気 ②一般 ③29.12.21 ④(株)F-Power 東京都港区六本木1丁目8番7号MFPR六本木麻布台ビル2F ⑤118,907,021円 ⑥29.10.20

①大阪市立玉造小学校外70校で使用する電気 ②一般 ③29.12.21 ④(株)F-Power 東京都港区六本木1丁目8番7号MFPR六本木麻布台ビル2F ⑤113,426,323円 ⑥29.10.20

①大阪市立福島小学校外75校で使用する電気 ②一般 ③29.12.21 ④(株)パネル 東京都千代田区大手町1丁目5番1号 ⑤125,841,924円 ⑥29.10.20

①大阪市立東中学校外63校で使用する電気 ②一般 ③29.12.21 ④(株)F-Power 東京都港区六本木1丁目8番7号MFPR六本木麻布台ビル2F ⑤132,599,796円 ⑥29.10.20

①大阪市立天満中学校外59校で使用する電気 ②一般 ③29.12.21 ④(株)パネル 東京都千代田区大手町1丁目5番1号 ⑤129,874,623円 ⑥29.10.20

①大阪市立桜宮高等学校外17校で使用する電気 ②一般 ③29.12.21 ④(株)パネル 東京都千代田区大手町1丁目5番1号 ⑤128,593,135円 ⑥29.10.20

(教育委員会事務局総務部総務課)

**大阪市告示第131号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき大阪市都島区役所窓口サービス課(住民情報)における証明書発行手数料の徴収

及び収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

委託先及び委託期間

- 1 委託先 富士ゼロックスシステムサービス株式会社  
営業本部 関西支店 支店長 足立 孝之
- 2 委託期間 平成30年2月1日から平成30年5月31日まで  
(都島区役所窓口サービス課)

### 大阪市告示第132号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき大阪市西区役所窓口サービス課（住民情報）における証明書発行手数料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

委託先及び委託期間

- 1 委託先 富士ゼロックスシステムサービス株式会社  
営業本部 関西支店 支店長 足立 孝之
- 2 委託期間 平成30年2月1日から平成30年5月31日まで  
(西区役所窓口サービス課)

### 大阪市告示第133号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき大阪市港区役所窓口サービス課（住民情報）における証明書発行事務等の手数料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

委託先及び委託期間

- 1 委託先 株式会社パソナ  
営業総本部副総本部長 石田 正則
- 2 委託期間 平成30年2月1日から平成33年11月30日まで  
(港区役所窓口サービス課)

大阪市告示第134号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき大阪市浪速区役所窓口サービス課（住民情報）における証明書発行手数料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

委託先及び委託期間

- 1 委託先 りらいあコミュニケーションズ株式会社  
代表者 中込 純
- 2 委託期間 平成30年2月1日から平成33年11月30日まで  
(浪速区役所窓口サービス課)

大阪市告示第135号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき大阪市旭区役所窓口サービス課（住民登録・戸籍）における証明書発行事務等の手数料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

委託先及び委託期間

- 1 委託先 株式会社エイジェック  
統括本部長 平井 真次
- 2 委託期間 平成30年2月1日から平成32年11月30日まで  
(旭区役所窓口サービス課)

大阪市告示第136号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき大阪市東住吉区役所窓口サービス課（住民情報）における証明書発行事務等の手数料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成30年1月26日

大阪市長 吉村洋文

委託先及び委託期間



- 1 委託先 株式会社ジェイ エスキューブ  
西部サービス部 部長 高田 英樹
- 2 委託期間 平成30年 2月 1日から平成33年 1月31日まで  
(東住吉区役所窓口サービス課)

### 大阪市水道局告示第6号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

平成30年 1月26日

大阪市水道局長 河 谷 幸 生

| 名 称        | 所 在 地                 | 指 定 日          |
|------------|-----------------------|----------------|
| 太平設備       | 大阪市鶴見区今津中4丁目5番5号      | 平成30年<br>1月10日 |
| 株式会社大和水道工業 | 奈良県葛城市北花内546番地        |                |
| ワイター設備     | 京都府京都市伏見区小栗栖山口町52番地34 |                |
| 株式会社京橋商会   | 大阪市都島区都島北通2丁目7番20号    |                |
| 宮本建設株式会社   | 大阪市平野区加美正覚寺3丁目7番8号    |                |

(水道局工務部給水課)

### 大阪市水道局告示第7号

次のとおり落札者等について公示する。

平成30年 1月26日

大阪市水道局長 河 谷 幸 生

[掲載順序]

#### ◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日  
（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

#### ◎水道局総務部管財課（大阪市住之江区南港北2丁目1番10号）

- ①お客さまセンターシステムサーバ関係機器一式 長期借入 ②一般 ③

29.12.21 ④富士通リース(株) 関西支店 大阪府大阪市中央区城見2-2-53 ⑤437,273,316円 ⑥29.10.20  
 ①お客さまセンターシステム端末関係機器一式 長期借入 ②一般 ③  
 29.12.21 ④富士通リース(株) 関西支店 大阪府大阪市中央区城見2-2-53 ⑤48,767,940円 ⑥29.10.20

(水道局総務部管財課)

大阪市教育委員会告示第3号

大阪市立自然史博物館について、大阪市立自然史博物館条例（昭和32年大阪市条例第38号）第14条第3項の規定に基づき、次のとおり利用料金の額を承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成30年 1月26日

大阪市教育委員会教育長  
山 本 晋 次

- 1 対象施設 大阪市立自然史博物館
- 2 展覧会名 特別展「恐竜の卵～恐竜誕生に秘められた謎～」
- 3 開催期間 平成30年3月10日（土）から平成30年5月6日（日）まで
- 4 利用料金 次表のとおり

| 区分                                | 観覧料    | 団体観覧料<br>(20人以上) | 前売観覧料  |
|-----------------------------------|--------|------------------|--------|
| 高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者 | 800円   | 600円             | 600円   |
| その他の者                             | 1,300円 | 1,100円           | 1,100円 |

- ※ 上記金額で常設展入場可
- ※ 本展は大阪市内在住の65歳以上の者もその他の者と同額の料金
- ※ 中学生以下の者及び障がい者手帳等の交付を受けている者（同伴者1名を含む）は無料
- ※ 前売券の販売期間は平成30年1月27日（土）から平成30年3月9日（金）まで
- ※ 実施主体である実行委員会等の協議により、上記料金から割引を行う場合がある

(経済戦略局文化部文化課)

公 告

**大阪市公告第11号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、同条第6項ただし書の規定による建築許可について、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成30年 1 月26日

大阪市長 吉 村 洋 文

|                                 |                                        |                                 |                                 |
|---------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 期 日                             | 平成30年 1 月30日（火）<br>午後 3 時から午後 3 時30分まで |                                 |                                 |
| 場 所                             | 中央消防署 3階 講堂<br>（中央区本町2丁目1番6号）          |                                 |                                 |
| 許<br>可<br>申<br>請<br>の<br>内<br>容 | 建築主                                    | 大阪城パークマネジメント株式会社<br>代表取締役 木下 健治 | 大阪城パークマネジメント株式会社<br>代表取締役 木下 健治 |
|                                 | 敷地の位置                                  | 大阪市中央区大阪城2番の一部<br>第二種住居地域       | 大阪市中央区大阪城2番の一部<br>第二種住居地域       |
|                                 | 申請用途                                   | 劇場                              | 劇場                              |
|                                 | 工事種別                                   | 新築                              | 新築                              |
|                                 | 構造                                     | 鉄骨造                             | 鉄骨造                             |
|                                 | 建築面積                                   | 2,478.37㎡                       | 2,314.28㎡                       |
|                                 | 延べ面積                                   | 3,293.03㎡                       | 2,941.94㎡                       |

- この許可について、利害関係があり意見を述べたい方は出席してください。
- 公開による意見の聴取の詳細については、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課にお問い合わせください。（電話番号 06-6208-9300）  
（都市計画局建築指導部建築企画課）



**大阪市公告第12号**

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年 1 月26日

大阪市長 吉 村 洋 文

- 契約担当  
〒565 - 0874 大阪府吹田市古江台6丁目2番1号  
大阪市立弘済院 管理課（計理）  
電話06 - 6871 - 8003

2 入札に付すべき事項

|      |             |
|------|-------------|
| 売払物品 | 中古自家用自動車 1台 |
|------|-------------|

3 下見の日時及び場

| 下見の日時                     | 下見の場所                       |
|---------------------------|-----------------------------|
| 平成30年3月1日(木)<br>午後2時～午後5時 | 大阪府吹田市古江台6丁目2番1号<br>大阪市立弘済院 |

※ 入札に参加しようとする者は、必ず下見を行うこと

#### 4 入札参加資格

- (1) 平成28・29年度物品売払入札参加承認を受けていること。  
承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成30年2月16日(金)までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することが出来ない。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

#### 5 入札参加申込の受付

##### (1) 受付期間

平成30年1月26日(金)から平成30年2月27日(火)まで

※ 本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時までを除く。)の間

##### (2) 受付場所

大阪府吹田市古江台6丁目2番1号 大阪市立弘済院 管理課事務室

##### (3) 資格審査

以下の書類を提出すること

- (ア) 一般競争入札参加申請書
- (イ) 平成28・29年度「物品売払入札参加承認証(写し)」

#### 6 入札書の交付

前記5に定める受付を行い、入札参加資格を有していることを確認できた者に対して入札書「物品買受申込書」を交付する。

#### 7 仕様書の交付方法

本公告の日から平成30年2月27日(火)までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時までを除く。)の間、上記2において無償により交付する。

#### 8 入札保証金

免除

#### 9 契約保証金

落札者は契約金額の10分の1以上を入札日翌開庁日までに納付すること。契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

ただし、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18条)第37条第1項に該当する場合は、免除とする。

#### 10 売買代金納付期限

平成30年3月9日（金）

11 入札執行日時及び場所

平成30年3月2日（金） 午前10時30分

〒565 - 0874 大阪府吹田市古江台6丁目2番1号

大阪市立弘済院 寿楽館

12 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

13 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札候補者とし、その者が平成30年3月5日（月）までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出した場合に落札者とする。なお、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじによって決定する。

ただし、落札候補者が平成30年3月5日（月）までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出しなかった場合は次順位の者を落札候補者とし、同様の手続きを経ることとする。

14 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 開札後落札決定までに、入札参加申請者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

15 その他

- (1) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

- (2) 上記によるもののほか、この一般競争入札を行う場合において了知し、遵守すべき事項は、大阪市契約規則による。

（大阪市立弘済院管理課）

大阪市交通局公告第1号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成30年1月26日

大阪市交通局長 塩谷智弘

1 契約担当

〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号  
 大阪市交通局庁舎3階  
 大阪市交通局経営管理本部調達部調達課  
 電話 06-6585-6251

## 2 入札に付すべき事項

| 物件番号 | 売 払 物 品        | 数 量 |
|------|----------------|-----|
| ①    | 各種鉄くず          | 1 式 |
| ②    | 各種古軌条          | 1 式 |
| ③    | 各種混合くず         | 1 式 |
| ④    | 各種被覆銅線         | 1 式 |
| ⑤    | 各種非鉄金属         | 1 式 |
| ⑥    | 古新聞ほか（返納倉庫集積分） | 1 式 |
| ⑦    | 各種古タイヤ         | 1 式 |

## 3 保管場所

| 物件番号 | 保管場所    | 所 在 地            |
|------|---------|------------------|
| ①③～⑥ | 返納倉庫    | 住之江区緑木1丁目4番138号  |
| ③    | 中量保安管区  | 住之江区南港中6丁目1番5号   |
| ①    | 車両管理事務所 | 城東区森之宮1丁目6番40号   |
| ①    | 鶴見検車場   | 鶴見区浜1丁目2番6号      |
| ①    | 大日検車場   | 守口市大日町1丁目1番1号    |
| ①    | 八尾車庫    | 八尾市若林町1丁目36番     |
| ①    | 東吹田検車場  | 吹田市南正雀4丁目10番1号   |
| ①    | 中百舌鳥検車場 | 堺市北区長曾根町130番地7   |
| ①    | 車両検修事務所 | 住之江区緑木1丁目4番160号  |
| ③    | 長居機械保線区 | 住吉区长居1丁目1番50号    |
| ③    | 森之宮保線管区 | 城東区森之宮1丁目6番115号  |
| ①②   | 谷町線北保線区 | 守口市大日町1丁目1番1号    |
| ①⑦   | 住吉営業所   | 住吉区万代東3丁目5番22号   |
| ①⑦   | 守口営業所   | 守口市京阪本通1丁目10番23号 |
| ①⑦   | 中津営業所   | 北区中津6丁目9番32号     |

|    |        |                 |
|----|--------|-----------------|
| ①⑦ | 住之江営業所 | 住之江区新北島1丁目2番50号 |
| ①⑦ | 井高野営業所 | 東淀川区井高野4丁目3番59号 |
| ①⑦ | 鶴町営業所  | 大正区鶴町4丁目11番55号  |
| ①⑦ | 西島営業所  | 此花区西島4丁目1番11号   |

## 4 下見

次の日時、場所において物件に関する下見を行う。

平成30年1月31日（水）から平成30年2月6日（火）まで（ただし、本市の休日を除く。）

| 物件番号 | 時刻                        | 場所   | 所在地  |
|------|---------------------------|------|------|
| ①～⑦  | 午前10時から正午及び<br>午後1時から午後3時 | 3に同じ | 3に同じ |

## 5 引取期限

| 物件番号 | 引取期限         |
|------|--------------|
| ①～⑦  | 平成30年3月9日（金） |

## 6 入札参加資格

平成28・29年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない者は、本市物品売払入札参加申請（以下「参加申請」という。）を契約管財局契約部契約課物品契約グループ（電話 06-6484-7357）において行うこと。ただし、平成30年2月2日（金）までに契約管財局契約部において参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

- (1) 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）
- (2) 使用印鑑届（本市様式）
- (3) 物品売払入札参加承認証（本市様式）

（注）平成28・29年度の物品売払入札参加申請要領は、大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内「不用品売払入札等のご案内」の物品売払入札参加申請書「平成28・29年度申請書」からダウンロードすること

- (4) 法人にあっては法人の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）
- (5) 法人にあっては法務局発行の印鑑証明書、個人にあっては市区町村長発行の印鑑証明書（発行後3か月以内のもの、写しは不可）

## 7 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、当該入札に関する問合せ先及び契約条項を示す場所 1に同じ
- (2) 入札説明書の交付方法  
公示日から平成30年2月6日（火）午後5時まで無償により交付する。  
（ただし、本市の休日を除く。）ただし、大阪市交通局ホームページ



「([http://www.kotsu.city.osaka.lg.jp/business/contract/choutatsu/huyouhin-uri/110511nyuusatusetumeisyo\\_yusou.html](http://www.kotsu.city.osaka.lg.jp/business/contract/choutatsu/huyouhin-uri/110511nyuusatusetumeisyo_yusou.html))」を参照のうえ、  
所定の手続きを行った者には、郵送により交付する。

- 8 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除  
なお、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額）の100分の3に相当する違約金を徴収する。
- 9 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額を指定期限（入札日当日）までに納付すること。  
契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。
- 10 入札執行日時  
平成30年2月7日（水）午前10時
- 11 入札執行場所  
大阪市交通局庁舎1階大会議室（住所は1に同じ）
- 12 入札の方法  
入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、入札書（物品買受申込書）には、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し確認を受けた代理人が記名押印すること
- 13 入札に参加できない者
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
  - (2) 入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者
  - (3) 入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（以下「排除措置要綱」という。）に基づく入札等除外措置を受けている者
- 14 入札の無効  
大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号。以下「契約規程」という。）第24条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。  
（注） 開札後落札決定までに、物品買受申込者が排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
- 15 落札者の決定  
予定価格以上の最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。
- 16 その他
- (1) 9の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、契約規程第33条第3項に基づき契約手続を怠ったとして、落札者の決定を無効とする。
  - (2) 落札決定後、契約締結までに、落札者が排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。また、契約締

結後、当該契約の履行期間中に契約者が排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (3) 落札者は、契約締結までに、排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、契約規程第24条第1項に該当するものとして、その者に係る入札は無効とする。

(交通局経営管理本部調達部調達課)



**大阪市水道局公告第1号**

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年1月26日

大阪市水道局長 河 谷 幸 生

1 担当

〒559-8558 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号  
 A T Cビル I T M棟9階  
 大阪市水道局総務部管財課  
 電話 06-6616-5462

2 入札に付すべき事項

| 物件番号 | 売払物品          | 数量 | 初度登録年月   | 車台番号          | 型式        |
|------|---------------|----|----------|---------------|-----------|
| テ    | 中古軽四貨物自動車(バン) | 1台 | 平成18年5月  | DA64V-630307  | GBD-DA64V |
| ト    | 中古軽四貨物自動車(バン) | 1台 | 平成17年5月  | DA62V-529185  | LE-DA62V  |
| ナ    | 中古軽四貨物自動車(バン) | 1台 | 平成18年11月 | DA64V-631247  | GBD-DA64V |
| ニ    | 中古軽四貨物自動車(バン) | 1台 | 平成17年7月  | DA62V-541599  | LE-DA62V  |
| ヌ    | 中古軽四貨物自動車(バン) | 1台 | 平成18年3月  | DA64V-600499  | GBD-DA64V |
| ネ    | 中古軽四貨物自動車(バン) | 1台 | 平成18年8月  | S320V-0055895 | GBD-S320V |
| ノ    | 中古小型貨物自動車(バン) | 1台 | 平成13年7月  | VW11-503837   | TC-VW11   |
| ハ    | 中古小型貨物自動車(バン) | 1台 | 平成13年9月  | VW11-504056   | TC-VW11   |
| ヒ    | 中古小型貨物自動車(バン) | 1台 | 平成13年5月  | VW11-502615   | TC-VW11   |

※ テ～ヒの物件ごとに入札に付し、すべて有姿引渡とする。

### 3 下見の日時及び場所

入札に参加しようとする者は、次の日時及び場所において行う下見に必ず参加し、下見時間内に入札用紙（物品買受申込書）に主管担当者の確認印を受けること

| 物件番号 | 下見の日時                            | 下見場所                                   |
|------|----------------------------------|----------------------------------------|
| テ～ヒ  | 平成30年2月14日（水）<br>午後1時30分から午後3時まで | 大阪市水道局 水道記念館内<br>駐車場<br>大阪市東淀川区柴島1-3-1 |

※ 下見場所には下見参加者の駐車場所はないため、自動車等での来場は行わないこと

### 4 入札参加資格

- (1) 本市の平成28・29年度物品売払入札参加承認を受けていること  
なお、承認を受けていない場合は、大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市の平成28・29年度物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成30年2月13日（火）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない者であること
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者、又は同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者であること

### 5 入札参加に要する書類

大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループの発行する「平成28・29年度物品売払入札参加承認証」の写し（印影が明確に判別できるもの）

平成28・29年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム「不用品売払入札等のご案内」に「物品売払入札参加申請書（平成28・29年度申請書）」として掲載

(<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/uriharai.hhtm>)

### 6 入札用紙（物品買受申込書）及び仕様書の交付期限

本公告の日から平成30年2月13日（火）午後5時30分まで

### 7 入札用紙（物品買受申込書）の交付方法及び場所

上記1にて無償で交付する。

ただし、交付時に上記5に記載の「平成28・29年度物品売払入札参加承認証」の写しを提出すること

### 8 仕様書の交付方法及び場所

上記1にて無償で交付する。また、大阪市水道局のホームページからダウンロード可能である。

※ 大阪市ホームページ「不用品売払入札案件一覧（水道局）」に掲載  
([http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin\\_nyusatsuanken/84-Curr.html](http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/84-Curr.html))

9 契約条項を示す場所

上記1に同じ

10 入札保証金

免除

11 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上に相当する額を納付すること

落札者は本市が交付する納入通知書兼領収証書を用い、入札日翌開庁日の午後5時までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、入札日当日の午後5時までに契約金額の全額を即納される場合は、大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号）第34条第1項第4号に基づき契約保証金の全部の納付を免除する。

12 入札執行場所

大阪市水道局 入札室（場所は上記1に同じ）

13 入札執行日時

平成30年2月15日（木）午前10時

納入通知書兼領収証書は平成30年2月15日（木）午前11時以降から交付する。

14 入札の方法

(1) 入札用紙（物品買受申込書）に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。入札用紙（物品買受申込書）の提出は、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること

(2) 再度入札は1回限りとする。結果発表後に再度入札用紙（物品買受申込書）を交付するので、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印し速やかに投函すること

15 入札の無効

(1) 大阪市水道局契約規程第26条第1項各号のいずれかの規定に該当する入札

(2) 入札用紙（物品買受申込書）に下見時に押印する主管担当者の確認印の無い入札

(3) 再度入札の場合にあっては、前回最高入札価格以下の価格で行った入札なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。

(4) 開札後落札決定までに、入札を行った者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

(5) 転売目的の場合、古物営業許可を受けない者のした入札は無効とする。

## 16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

## 17 契約金額の納付期日

平成30年2月26日（月）

## 18 物品引取期限

平成30年2月28日（水）

なお、期限までに引取りを完了しない時は、大阪市水道局契約規程第46条第1項を適用し、延滞違約金を徴収する。

## 19 転売目的で入札に参加する際の注意事項

転売目的で入札に参加しようとする者は、古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく古物営業許可を受けていること

落札後速やかに、本市指定様式の誓約書とともに古物商許可証の写しを下記21（売払物品に関する問い合わせ先）の担当課まで提出すること

## 20 その他

- (1) 落札者が契約保証金を納付しなければならない場合、本市が指定する期限までに納付されなかったときは、大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号）第30条第3項に基づき、落札を無効とする。
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市水道局契約規程第26条第1項第1号に該当するものとして、その者に係る入札は無効とする。

## 21 問い合わせ先

（売払物品に関する問い合わせ先）

大阪市水道局総務部管財課（管財） 電話06-6616-5458

（入札・契約に関する問い合わせ先）

大阪市水道局総務部管財課（契約） 電話06-6616-5462

（水道局総務部管財課）

---

**大阪市人事委員会公告第1号**

大阪市職員労働組合（登録番号第1号）について、職員団体登録簿中第6項における専従休職を与えられている者の氏名を次のとおり登録したので、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成30年1月26日

大阪市人事委員会  
委員長 西村捷三

- 1 職員団体登録簿中第6項における専従休職を与えられている者の氏名を次のとおり登録した。

## 専従休職者名簿

| 職員団体名     | 登録番号 | 氏名     |
|-----------|------|--------|
| 大阪市職員労働組合 | 1    | 徳野 尚   |
|           |      | 多田 一仁  |
|           |      | 林 鉄兵   |
|           |      | 金子 俊雄  |
|           |      | 木村 ひとみ |
|           |      | 黒田 悦治  |
|           |      | 下村 泰正  |

- 2 登録年月日  
平成30年1月15日

(行政委員会事務局任用調査部調査課)